

厚岸町議会 第1回定例会

平成22年3月5日
午前10時00分開議

議長（南谷議員） ただいまより、平成22年厚岸町議会第1回定例会を続会いたします。

議長（南谷議員） 直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりです。

議長（南谷議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、14番、竹田議員、15番、石澤議員を指名いたします。

議長（南谷議員） 日程第2、昨日に引き続き、一般質問を行います。

初めに、1番、音喜多議員の一般質問を行います。

1番、音喜多議員。

音喜多議員 おはようございます。

平成22年第1回定例会に当たり、先に通告しております釧路広域市町村圏事務組合の解散と、引き続きつくられる新たな協議会の設置についてお伺いしてまいります。

現在の釧路広域市町村圏事務組合は、昭和47年10月、厚岸町が悲願であった厚岸大橋が開通した年に、釧路市を中心として1市9町村で構成された釧路圏振興協議会がその始まりで、住民生活、福祉の向上と圏域の一層の振興、発展のためにと広域行政を進めてきたのが始まりであります。その後、平成2年にふるさと市町村圏モデル圏域として選定され、従前の協議会と、そして1市5町村の伝染病隔離業者組合とが統合して、今、解散しようとしている事務組合であるということは皆さんご承知のことかと存じるところであります。

今まで丸37年、38年を経過する中で、ますます広域行政が重要視されるとき、事務組合の解散の理由は何であったのかということを1点目に質問する次第でございます。そして、今までの取り組んできた事務組合の事業でどのような成果をおさめられたのか、そして次のステップに結びつく反省点をどう見るかであります。

そして、新たに設置される協議会についてお伺いしてまいります。

第1点目に、設置する目的とその意義、仕事とする取り組む重点的施策は主にどんなものを考えているのか、その方向性をお示しいただきたいと思うであります。

2点目に、国は定住自立圏構想を既に先行実施しておりますが、国の構想に要件を満たさない小規模な市町村同士の広域連携を北海道が独自に支援しようとしております。この道内版の構想との関連はあるのか、ここでお伺いいたします。

そして、今定例会で解散、新たに設置される協議会に厚岸町も参加するであろうと思いますが、この協議会に臨む姿勢はどのように考えているかであります。

最後に、今後、この広域行政を進めるに当たり、住民の利便性から共通した行政の簡素化、効率化等、幅広く求められるし、求めて積極的に加担していく気はないかお伺いし、1回目の質問とさせていただきます。

よろしくお願ひいたします。

議長（南谷議員） 町長。

町長（若狭町長） おはようございます。

1番、音喜多議員のご質問にお答えをいたします。

釧路広域市町村圏事務組合の解散と新たな協議会の設置に関してのご質問であります
が、まず、この事務組合の解散の理由についてお答えをいたします。

釧路広域市町村圏事務組合は、広域市町村圏計画を策定することと、北海道の補助及び管内市町村の出資により設けられたふるさと市町村圏基金の運用益をもって、広域圏内における振興を図ることを目的とする事業を行ってきています。

しかし、近年における社会経済情勢の変化や市町村合併の進展などから、これまでの広域行政権施策は当初の役割を終えたものとの考え方のもと、国は平成20年度末をもって、広域行政圏計画策定要綱及びふるさと市町村圏推進要綱を廃止するとの通知が一昨年の12月に示されました。これにより、今後の広域連携については、地域の実情に応じての自主的な取り組みにゆだねられたところであります。

このように、国の要綱の廃止により広域圏計画の策定義務がなくなり、また、基金を存続しての事務組合であり続けなければならないということもなくなったことから、今後、この釧路広域市町村圏事務組合をどうするかについて、組合の構成市町村で検討を進めてきたところであります。

その結果、法人格を持った事務組合は法的な事務処理量が多く、人件費負担が大きなものとなっており、効率化を図る上からも、一部事務組合である必要がなくなったのであれば、この組合を解散し、組合が持っている基金財産などにつきましては、出資の割合に応じて構成市町村に返還するという方向で一致したところであります。

次に、今までの成果と反省はどのように見られるのかとのお尋ねですが、この事務組合での共同処理事務の一つである広域市町村計画の策定において、その計画に登載した事業には、地方交付税の算入措置のある地域総合整備事業債、または過疎対策事業債や辺地対策事業債の優先充当などの財政上の優遇措置がとられていましたが、数年前からは、国の制度上、この計画登載事業への起債制度の優位性がなくなった中で、広域圏計画の作成の意味がなくなっている状況にあります。

もう一つの基金事業につきましては、その基金で生ずる果実をもって、人材育成のための教育・文化の振興にかかる事業、また、地場産業の振興のための広域観光開発推進や産業活性化推進にかかる事業、さらには広域行政の推進にかかる調査研究事業を行ってきてあります。

しかし、設立当初はピーク時で単年度7,000万円弱の事業予算規模が可能であった基金

の運用益が、その後の低金利水準への移行により、現在は年間1,000万円程度の運用益であり、その限られた予算規模での事業を続けてきていましたが、マンネリ化している点は否めないと評価しています。

低金利の中、現状の果実運用型では大きな成果を得ることは難しく、より戦略的な観点を持ち、新たな事業展開について大きく見直す必要があるとの考え方で関係市町村が一致しているところであります。

次に、新たに設置される協議会についてであります、まず、その目的、意義、取り組む重点的施策の方向性はどのようになるのかとのお尋ねにお答えをいたします。

釧路広域市町村圏事務組合を解散しても、釧路市及び周りの町村が一体となって、管内に共通する課題を全体で取り組む広域連携を強める必要があるというが、これも管内市町村の一致した考えであります。このため、市町村が連携し、地域の創造的な事業展開をして、地域の振興及び活性化を図るという趣旨で、釧路地域活性化協議会を新たに設立するものであります。

この協議会が取り組む重点施策としては、管内に共通する課題として、特に観光及び物産を中心とした釧路地域全体の振興及び活性化が必要としており、これに向けた事業を重点的に展開することにしております。

なお、この施策事業を展開していくため、現在、事務組合で積み立てている基金から、北海道の補助金分1億円を含む総額2億円をこの協議会に移譲する考えであり、これを取り崩しながら、おおむね5年間程度で重点的な事業展開をする計画であります。

次に、定住自立圏構想との関連についてのお尋ねでありますが、定住自立圏構想は、圏域における生活機能の確保などについて、中心的な役割を担うことを宣言した中心市とその周辺市町村が、その相互の地域の実情に応じて、市と町村が1対1の協定により連携を図るものであります。

のことから、圏域全体の共通課題に管内全体が連携して当たろうとする協議会の取り組みとは内容が異なるもので、直接的な関連はないものと思っております。

次に、厚岸町が新たな協議会に臨む姿勢についてのお尋ねですが、人口減少、少子高齢化、長引く景気の低迷、雇用環境の悪化といった厳しい社会環境にあって、住民福祉の向上に配慮しつつ、効率的な行政運営に努めているのも厚岸町に限ったものではありません。

こうした中、取り組む施策によっては管内市町村が連携することで、より高い効果が得られるものもあります。単なる情報交換や検討の場にとどまらず、共同して行動することで、釧路地域、ひいては厚岸町の発展に結びつけることも可能であり、建設的な意欲を持って協議会に参画してまいりたいと考えております。

次に、今後の広域行政を進めるに当たり、共通した行政の簡素化、効率化を求めて積極的に加担していく気はないかとのお尋ねについてであります。

地方分権の進展に伴い、市町村に対する権限の移譲などが推進され、さらに自己決定、自己責任の重要性が増してきていますし、行財政改革の一層の推進を考えると、事務事業の効率化を目指した広域連携は必要不可欠であると考えます。広域的な対応をすることで、今以上の事業コストの削減または住民サービスの提供ができないかなど、広域化による効果、利便性、効率性の観点を持って、町行政における事務事業の見直しをしな

がら、可能なものについて今後も広域行政の推進に当たってまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（南谷議員） 1番、音喜多議員。

音喜多議員 2回目の質問をさせていただきます。

質問しております今回の釧路広域市町村圏事務組合については、既に本定例会で提案されておりまして、決着を見る議題でもありますが、過去の議会でも私は、広域行政の推進を進める立場から、この機会でまた改めてお尋ねする次第でございまして、そういう意味でお答えいただきたいというふうに思います。

まず一つは、今までつくられてきた協議会の解散というか、継承でもないし、改めてというか組織改編するわけでもなく、完全にリセットして、そして改めてつくるということでございますが、これは、今お話しいただいたように、国の役割というか、当初の目的であったその役割が、国のはうでは終わったというか、そういうことから、今回、解散ということになったというふうにお答えいただきました。しかしながら、この協議会が持つその意味は重要視して、また引き続き改めて結成していくということでございますが、そこで一つお尋ねをしてまいりたいというふうに思います。

一つは、今まで広域行政の中で取り組んできた大きな特徴と申しますか、その中で、厚岸町はどのような効果というか、先ほど申し上げました37年、38年続く中で、今日までこの協議会に厚岸町も参加し、そしてその果実の中で今日までいろんなことをやってきたわけだと思いますが、この38年の中で、目に見えてというか、厚岸町の地域の中では一番効果があったなと思えることは何なのかという点を一つお尋ねしていきたいと思います。

そして、二つ目に、今回、基金10億円の果実をもって、各市町村が9億円、そして道が1億円を出しているわけですけれども、さらにその1億円は、引き続き新たに協議会に設置されるところへ移譲し、そして現在ある1市7町村が1億円を出して2億円の資金でもって、そして、その2億円は、果実はもちろんでしょうけれども、その2億円を取り崩しながら5年間で仕事をしていくという言い方であります、すると、5年後では、2億円はなくなってしまうというふうに考えていいものか。

それから、新たに組織されようとしている協議会は、各市町村がそのほかに持ち出しをできるという、その可能性があるという書き方をしてございますが、その点はどうなのか。そして、その構成の中で、市町村長は委員として参画はしていくけれども、部長、課長による幹事会を設けると。その中で専門的なというか、そういった議論をするだろうし、必要に応じて部会を設けるということになっておりますが、その辺のところは、より一層、深くこの問題に対応していくこうという意気込みなのかなと伺えますが、その辺のところはどのように考えたらいいのかということあります。

それから、事業においてというか、この新たなつくる組織の関係でございますが、地域の創造的な事業を展開するに当たり、地域の振興及び活性化を図るということであります、先ほど申し上げられたように、一つには観光より物産振興を中心とした釧路地

域全体の振興の活性化に資するということでございます。観光とか、あるいはそういう地域の物産品を奨励していくというのは、これは期限のないことで、永遠に続く話かなと思いますが、そのほかに、市町村の内部組織と申しますか、共通した議題の中で、そのほかの仕事として、この市町村圏の中でやっていくという気構えはあるのかどうなのか、まずその辺をお尋ねしたいというふうに思います。

議長（南谷議員） まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（田辺課長） お答え申し上げたいと思います。

まず1点目の関係でございまして、この広域市町村圏事務組合という事業展開の中で、厚岸町によってどのような効果があったのかというご質問でございますけれども、まず一つ目においては、この広域市町村圏のいわゆる事業計画、こちらのほうに登載された事業については財政上のメリットが来るということで1回目に町長から答弁いたしておりますけれども、そういったような、いわゆる事業実施上でのメリット、これは、この広域市町村圏のこういう施策の中で当然ございます。そのほかに、基金事業といたしましてソフト事業という形の中、これは、現在は8事業ということで、これは先の議員協議会のときにお配りした、現在こういうような事業をやっていますよというようなことでもお配りしておりますけれども、まだ基金が潤沢にあったときには、さらに人材育成の形で、子供たちの、いわゆる教育、文化、どちらのほうの振興に役立てようということで、例えば全国的なそういう大きな催し物があったときに、管内の子供たちを募集しながら連れていくとか、こういうような教育関係、それから、芸術関係では、今日も続いておりますけれども、芸術鑑賞という形の中で管内持ち回りの事業展開をしていると、こういうような人材育成の形。これは、やはりすぐ効果が出るものではございませんけれども、そういう教育、文化の醸成という意味の中では当然効果があったであろうというふうに思っております。

それから、職員の研修事業というのも以前は活発に行われておりました。視察研修等々を含めました形の中で、いろいろな部門、テーマを絞り込んだ研修部門、こういったものも行われてございます。これもなかなか単独の町村ではできない。こういったような形の中で、それぞれ管内こぞって、一つのテーマに沿って研修していくというような意味では効果があったというふうに理解をいたしております。

それから、地場産業の振興という形の中で、いろいろなイベントに、これも管内なら共通した形の中で参加をいたしております。現在は札幌でも大通で行われておりますオータムフェスト、これに引き続いてきてございますけれども、こういった事業への参加というような意味の中で、管内、これもこぞって出るというような形。こういったような取り組みもてきておりますし、また、広域行政にかかる、いろいろなどいうものがあるかというような調査事業でございますけれども、こういった部分も行われてきているということでございまして、それれにおいてはやはり、今後の行政を考える上で、いわゆる研究、それからこれにつながるようなもの、職員の資質向上だとか、こういったようなものにつながってきただろうと、このように考えてございます。

それから、次に、基金の、いわゆる移譲の関係でございますけれども、おっしゃられ

ますとおり、北海道の補助金1億円、これが、組合を解散するという形になりますと、本来、北海道にお返しするというのが基本でございますけれども、北海道のほうの方針といったしまして、さらに解散後もこういった広域行政を協議会のような形で引き続き行うのであれば、これは同額程度の構成町村の負担をもって行うのであれば、返還しなくてもよろしいという方針が出されました。したがいまして、北海道の補助金1億円、これを効果的に今後活用していくこうという考え方のもとに、同額の1億円、合わせまして2億円の基金、これを取り崩し型として使っていくことで、こういうような背景もありますと、協議会を立ち上げた。もちろん、この協議会を立ち上げたというのは、今言いますように、組合がなくなつても、やはり広域的、釧路市を交えた管内の、町村全体での広域行政を協議、あるいは取り組んでいく場というのはこういった方法しかないと、いう考え方のもと、これはやはり、その会は継続したいという考え方のもとに、任意でございますけれども協議会をつくるということでございます。

そこで、取り崩し型でとりあえず5年間で2億円を考えようということで、現在は管内の市町村の考え方が一致してございます。当然、その後どうするんだというお話になろうかと思いますけれども、こういった事業展開をしていく中で、さらに毎年、毎年、事業検証していく中で、今後の広域行政をどうするんだというような部分もあわせて協議をしていくというような形に相なるかなと、このように考えてございます。

それから、もう1点でございます。協議会の組織の関係でございますけれども、これは、それぞれの委員として、各構成町、首長、トップですけれども、これが加わって、最終的な意思決定をしていくという形でございまして、幹事会ということで、これは担当課長になりますけれども、その事前の調整、そういうような、事務的な調整であるとか、提案であるとか、そういうものはこの幹事会のほうで行っていくという形になります。

それから、部会のお話も出ておりましたけれども、当然、一つの例ですけれども、今回、重点的に取り組もうとしている観光分野、これを進めていくという形になりますと、やはり観光を担当している、いわゆる担当者といいましょうか、そういう人たちの部会で実質的な論議といいましょうか、そういう議論も当然必要になってまいります。そういうような作業というものは、この部会という形を活用しながら積み上げ、これを企画に生かしていくというような考え方を持っているものでございます。

それから、協議会のしていく事業の関係でございますけれども、観光物産のほかということでございます。今、基本的に、この5年間で特化して観光物産のほうをやっていくこうと。これは、管内の現時点における共通して、みんなが一緒にやっていける事項であろうという考え方のもと、これを最重点として取り組んでいくこうという形になってきてございます。ただ、それ以外のものでも、当然これは、時代の要請であるとか、そういうような形の中で広域的に、管内一体となって取り組んでいかなければならないというものは出てくる場合がございます。そういうようなものについても、こういった協議会を活用しながら、その方向性といいましょうか、取り組むかどうかというような協議も当然この協議会の中でやっていけるものというふうに考えておりますし、まさに協議会というのは、そういうような管内の広域的に取り組んでいく部分というものを全体で考えながら、その方向性を見出していくという組織であろうというふうに私ど

も考えているところでございます。

議長（南谷議員） 1番、音喜多議員。

音喜多議員 今までつくられてきたその協議会が、それなりの人材育成というか、人の教育というか、文化向上のためにいろいろされてきたということで、それなりの成果があったというふうに今言われております。そういういいことというか、そのことは、これからも続いていかなきゃならないというか、私はそう思うんですね。ここで一旦切って、そういうものをやめて観光に特化するということになると、非常に残念だなどいうか、先ほど職員の研修事業も、お互いに市町村間の、職員の交流も含めて、いろいろなことをやったんだろうと思います。むしろそういったことが、昔の時代で言えばゆっくり流れ、そういう味わうことのできる、成果のある事業だったのではないのかなというふうに思うんですが、完全にそういうものはなくなってしまうのかなと。そういうことも反省の上でまた新たに、観光に特化したものだけではなくて、あるいは部会の中でもやるという構えというか、これはまた、発足していませんから、またそこまで詰めてはいないんだろうと思います。

今回の町長の執行方針の中でも、いろいろ議論を重ねてきた結果ということで、過去のことはどうだったのかとか、これからどうするのかということで、この組織を解散して新たにつくるという部分での議論だったと思うんです。新たにできる組織のさらにその方向性というか、目標というところまではまだいっていないのではないかなど。今度新たにつくられたら、この後、その段階に入っていくのかなとは思いますけれども、いずれにしても、そういう誇れるような事業をしてきたとするならば、是非そのことを次期の新しい組織に引き継ぐようなことを考えていただけないかなということは、委員として参加する町長に期待するところでございます。その点、もし何かあればお聞かせいただければというふうに思います。

そして、新しい協議会の入り口の基本的なところでお伺いしておりますが、確かに2億円で5年間ということになれば、何ができるのかなというふうに思いますが、以前よりもお金としては使いごたえがあるのかなと。2億円足りなければというか、一つの大きな事業をやれば、各市町村持ち出しでという意味合いが含まれておりますから、そういう意味では、もっと今度大きな計画を立てて、事業ができるというふうに期待するんですが、その辺、もう一度お聞かせいただきたいと思います。

今回は、今まで議会議員の関与もあったわけですが、今度は完全になくなるわけですね。その辺、確認しておきたいと思います。

議長（南谷議員） まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（田辺課長） お答え申し上げたいと思います。

今までやってきた事業はどうなっていくんだろうかというようなふうにも一つ、ご質問の中にあるのかなというふうに思っております。

実は、現在行われているような8事業というのをどうするんだというような、検討の

中でもるるお話がでています。例えば、子供たちの参加するような事業なんですけれども、これもやはり、市町村によってやっぱり、少子化等々の影響が出てまいりまして、温度差が出てきてあります。出られる町村と出られない町村が出てきている、こういうような状況もございます。

そういうことから、これは広域的というような、全体というよりも、そういうようなグループの中でも連携した中で、通常の連携の中で一緒の事業展開もできるであろう、物によっては、そういうような考え方もございまして、その事業の精査等も行ってきたという部分がございます。そして、やはり共通した形の中でやっていくという形になればやはり、今は観光、物産、いわゆる交流人口をふやすというような部分が、これを管内統一した最大の目標として一体的に取り組んでいくと、今の時代はこれを最重点にしていくことが必要であろうという考え方のもとに、この5年間はこれを中心とした事業展開をこの協議会としては進めていこうと、このような中でございます。

それから、当然、2億円の果実、基金取り崩し型の運用でございますので、事業の中身の、例えば22年度の事業をどうするかというのはこれから、事業予算もこれからのお話でございますけれども、そういう形の中では底をついていきます、将来的に。それで、先ほども申しましたけれども、この協議会を、これからどういうものをやっていくのかというような、いろいろな広域的な取り組みの方法というものをあわせて協議しながら進めていく形になろうかと思っております。当然、そこで必要な事業、統一してやっていかなければならぬ事業、こういったものが出てきた場合に、それに伴う必要な財源措置、対応、こういった部分も考えながら、これが負担金になるのか、いろいろな手法はあるかと思いますけれども、こういったような手法を考えながら、目的に沿った形での事業展開になっていくのかなど、現段階ではそのように考えてございます。

議会の関係でございます。地方自治法に定めます一部事務組合ではなくなりますので、議会の直接関与はございません。生じないことになります。ただ、先般、この協議会の総会の立ち上げの時点で、やはり議会に対する事業説明といいましょうか、そういう中では、毎年、5月ころにこの協議会の総会を予定しておりますけれども、こういった総会で、事業の計画であるとか、そういったものが定まった段階で、これはそれぞれの町村の議会の方に、それを報告のような形でいたしましょうというようなことが各構成町での申し合わせといいましょうか、その方向で議会の方に内容についてのご報告をさせていただきたいというようなことで取り進めていきたいというふうに考えてございます。

議長（南谷議員） 1番、音喜多議員。

音喜多議員 わかりました。

次に、この釧路管内というか、今言われているのは釧路管内と一束にしたほうがいいかと思いますが、国は定住自立圏構想、もう既に先行実施してございますが、道が来年から國の進めているものから外れる、ちょうど中心市を中心とした考えも、小規模な自治体に対してそういう目標を持って進めるならば、財政的にも支援しながら、その地域の振興、発展に力をかしましょうということで、道も乗り出してきたというか、そういう

たことを進めているわけですけれども、それに対して先ほどの答弁では、全くどっちにも該当しないし、そういう構想も全くないというふうにお聞きしたんですが、そういうことでよろしいのかどうなのか、改めてお尋ねします。

議長（南谷議員） まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（田辺課長） お答え申し上げたいと思います。

定住自立圏構想につきましては、これまでにもこの町の議会の中でいろいろご審議、ご協議といいましょうか、ご意見等々もいただいてきてございました。

ご案内のように、釧路管内では釧路市と釧路町、この3月に協定書を結ぶ形になってございます。それ以外でも、今、白糠、鶴居等々、これらについても今、協定に向けて、事業の洗い出しだとかそういったような部分を始めているということでございまして、私どもも、定住自立圏の協定を結ぶという形になりますと、これとこれとこれの中、どれを選択して、これをどうしなきゃなんないというような一つの縛りがございまして、それに沿ったような形でいかなければならないということで、その中の何ができるのかというような部分の選定という部分が必要になってくるかなというふうに思っておりまして、標茶、それから弟子屈等々とも、担当レベルでは協議をしてございまして、そういったようなもの、定住自立圏構想にあって、協定に結びつけるような内容のものであれば、これは取り組んでいきたいということで、ここの議会の中でも表明をさせていただいている所でありますし、そちらのほうの取り組みは継続する考えでございます。

ただ、ここで言う広域市町村圏の組合解散に伴います協議会ですけれども、この協議会というのは、定住自立圏はあくまでも1対1の関係でございます。これは、A市とB町の間での生活圏、経済圏、そういったようなもののもろもろの環境を見ながら、どう連携していくのがいいのかということで個々に結んでいくものでございまして、これも当然、広域行政の一環でございますけれども、いわゆる管内の8市町村が一帯として取り組んでいくものというものと比べますと、ちょっと性格が違うということで、直接的な関係はございません。这样一个ことで、1回目、町長のほうからご答弁があったというふうに思いますけれども、当然、この協議会の中で、いろんな広域行政の中をお話ししていく中で、これはやはり国の定住自立圏構想に乗って、協定を結ぶなり、そういったような方向性のほうがいいだろうと、そういうような形に乗っていけるだろうという形のものが見えてくれれば、それは定住自立圏でのいわゆる協定等の中に入ってくる这样一个部分も、これは将来的には当然予想がされる。全く無関係なものというふうにはとらえておりませんけれども、直接的な関係はない。その定住自立圏構想をにらみながらの協議会事業ではないというふうに理解をいたしております。

それから、北海道のほうでも、今、国の定住自立圏構想というのは中心市があって、いわゆる通勤距離だとか、そういうような一つの目安がございまして、そういった部分でいくんですが、地域によっては中心市になり得ない市があるだとか、そういうような、いわゆる小規模な部分についても、この国の定住自立圏構想に乗っていけるように、あるいは北海道としてどうするかということで検討といいましょうか、そういうような議論が道議会のほうでも出ているという部分についてはご承知申し上げておりますけれど

も、まだそれについて詳細にどうするかというような部分にまで至っていないというふうに理解をいたしておりますし、その辺の状況という部分についても今後は注視しながら対応してまいりたいなというふうには考えてございます。

議長（南谷議員） 1番、音喜多議員。

音喜多議員 今の定住自立圏構想なんですが、国も、道のやろうとしていることにも厚岸町は恐らく該当しないだろうと思うんです。道も考えている時点では、今言われたように、釧路市を中心とした近隣、釧路町だと、白糠とか、そういうところを中心にしておりうるというふうに思いますが、しかし、厚岸町もしっかりそれを考えておいたほうがいいかなと思うのは、現在、その該当というか、メニューの選定に当たって、やっぱり今日の状況を見た場合、仕事の関係で結構、昼間の人口というか、釧路へ行っているのが一つ、それから週末の買い物が一つ、相当の人数が釧路に流れて買い物に行っている。それからもう一つは、高校の通学の問題、これらもやっぱり、これから厚岸でとどめておくことができなくなってきたいるわけですから、ここで結論を出すとかということではなくて、こういった3点というのはこれからも、厚岸町としては真剣に考えていかなければいけないし、釧路におんぶにだっここの状態ですから、そのことを含めて一番大事なことをちょっと考えておいていただきたいというふうに思います。

いずれこの件に関しては、定住圏そのものということではなくて、厚岸町のまちそのものについての議論の中でまたさせていただきたいというふうに思います。

それで、最後に、時間の問題もございますが、広域行政を進めるに当たって、やはり私は、今回の新しくできる組織は、観光に特化したというか、物産等、そういったことがあります。確かに過去にも太平洋シーサイドラインだとかいろいろなもの、そして特に今は物産に関しては、この道東の鮮魚類含めてブランド品化して、いろんな都市圏で売りさばこうという、そして市町村がそれぞれ知恵を出し合って取り組んでいる最中ですから、その効果はあると思います。それも然り。しかし、もう一つ、反面、ずっと細かく言えば、時間がないんですが、私は国、地方とも大きな負債をしょっている中で、やはり、町民のというか、そういう期待にこたえるとするならば、やはりどっかで効率よい行政を進めて、そしてまた町民も負担しなければいけないと、国民も負担しなければならないということがもう、いろんな評論家の中でも今、盛んに言い出したわけですね。高度成長はこれからは望めないし、所得もそれほど高く望めないということははっきりしているようです。そのような中で、増税ということがこれからは先行してやってくるだろうと。そうなると、当然、高負担というか、その対価として、納税者と、それこそ行政の効率化というのは当然求められてくる。そのことからすると、やはり、行政の効率よいサービスというか、そういう対応をしていかなければならないという時代がもう目の前に来ていると私は思うんです。

ちょっと言えば、私どもの町だって、120億円は切ってますけれども、人口がじゃんじゃん減っている中で、負債だけが高どまりしているというような状況では、これはいずれまた議論しなきゃいけないときが来ると思うんです。そういった意味では、やはり、今から効率というか、効率、効率とばっかり言っても、温かみのない効率はちょっとまず

いんすすけれども、やっぱり、しっかりこれから考えていくときがきているというふうに思って、やはり、お互いに協力し合って、できるものはやっていく、それが行政の広域化であり効率化であるというふうに私は思うので、その辺について、執行者としての町長の考え方があればお聞かせいただいて、終わりたいと思います。

議長（南谷議員） 町長。

町長（若狭町長） お答えをさせていただきます。

以前から、音喜多議員からは広域連携ないしは広域連合等々のお話があつたわけあります。極めて、今日取り巻く厳しい行財政の中にあって、必要な、重要な案件である、そういう認識をさせていただいているところでございます。

そこで、事務の共同処理の仕方としては、既にご承知のとおり、厚岸町も消防においては一部事務組合、さらにはまた広域連合、これは後期高齢者医療連合等も当たるわけであります。さらにはまた、機関等の共同処理におきましては、介護審査会、これは浜中町と行ってあるわけでありますが、そのほかいろいろな共同処理をさせていただいているわけであります。

そこで、私も執行方針で申し上げているところでありますが、やはり、今までの地方分権から、今日では地方主権、さらに一步進んで地方主権型社会の構築を目指したい、それが私の厚岸町の将来に対するビジョンであります。このためには、簡素で効率的な行政システムの確立を目指していかなければならぬ。そして、それにふさわしい広域行政など、自治体間の連携、協力を一層進めいかなければならぬ、そのように考えている次第でございます。

議長（南谷議員） 以上で、1番、音喜多議員の一般質問を終わります。

次に、15番、石澤議員の一般質問を行います。

15番、石澤議員。

石澤議員 おはようございます。

本定例会に当たり、先に提出した通告書に従って質問いたします。

まず、後期高齢者医療制度についてです。

広域連合で次期保険料の値上げを決めましたが、これは民主党の制度撤廃の公約破りに最大の問題があります。それで、町として政府に対して、値上げ抑制の財源措置をとるように申し入れるつもりはありませんか。

それから、短期保険証が発行されているが、その人たちの生活はどうなっているのか。もともと年金収入は低額であり、生活していくのか、町としてその実情は把握しているんでしょうか。また、どのような支援や対応をしているのか答えてください。

次に、雇用問題について質問します。

まず、厚岸の高校生の就職はどうなっているでしょうか。

また、高齢者がふえていく中で、医療、介護など福祉への雇用対策はどうしているのですか。

それから、1次産業を守るために、後継者の問題も含め、どんな手立てを町として考えているのか。例えば生活費の援助制度などできませんでしょうか。

次に、保育のあり方についてですが、働き方が多様になっています。それに合わせた保育ができませんか。

以上で1回目の質問を終わります。

議長（南谷議員） 町長。

町長（若狭町長） 15番、石澤議員のご質問にお答えいたします。

1点目の後期高齢者医療制度についてのご質問のうち、初めに、広域連合で次期保険料の値上げを決めたが、これは民主党の制度撤廃の公約破りに最大の問題がある。それで、町として政府に対し、値上げ抑制の財源措置をとるよう申し入れるつもりはないかとのご質問ですが、現内閣の方針として、後期高齢者医療制度は廃止することとし、昨年11月に、廃止後の新たな制度のあり方を検討するため高齢者医療制度改革会議が設置され、さまざまな関係者の意見を聞きながら具体的な制度設計の議論をして、平成25年度までに新たな制度へ移行するとしてあります。

したがいまして、新制度へ移行するまでの間は現行制度が継続することとなり、今回の後期高齢者医療制度における保険料の値上げにつきましても、この制度の根拠法であります高齢者の医療の確保に関する法律に規定されている2年ごとの見直しに基づき、今後2年間の財政の均衡を保つための検討を行った結果、値上げが必要となったものであり、2月19日開催の北海道後期高齢者医療広域連合協議会において議決されたところであります。

保険料の値上げの主な要因ですが、この医療制度の対象となる高齢者が増える分として2.6%、保険料算定月数が、20年、21年度が23カ月であったことに比べ、22年、23年度は24カ月と、1カ月分増えることでの増加分4.2%、及び医療費の増加分として2.9%などであります。

この値上げに対し、政府に抑制の財源措置を申し入れるつもりはないかのことであります、先ほどの保険料値上げの要因を積み上げますと、実際に必要な値上げ幅は11.95%となり、広域連合としては、その抑制のため、平成21年度の剰余金の活用と北海道の財政安定化基金を取り崩すことによって、その値上げ分を4.99%まで抑制しようとしております。

この財政安定化基金の財源は、国、道、広域連合が3分の1ずつ負担し、その額は、道の条例で定められた拠出率をもとに算出されています。しかし、今回の保険料の抑制に関し予定している取り崩しの額は、現在の拠出率では不足することから、その率を上げ、国及び道においても応分の負担をいただくこととなっています。

また、道内すべての市町村で構成される北海道後期高齢者医療広域連合として既に国へ何点かの事項を要望しており、その中でも平成22年、23年度にかかる保険料率の改訂における加入者の負担増を最大限軽減すべく、国において十分な財源を確保し、抑制措置を行うことと要望しているところであります、厚岸町としても機会あるごとに要望していく考えであります。

次に、短期保険証が発行されているが、その人たちの生活はどうなっているのか。もともと年金収入は低額であり、生活していくのか。町として、その実情は把握しているのか。また、どのような支援や対応をしているのかとのご質問ですが、2月現在、厚岸町におけるこの制度の短期保険証の方は6名となっており、昨年と比べ半減しているところであります。

ご質問の短期保険証の方々の生活については、その生活状況を申し上げることはできませんが、ご質問のように必ずしも低額の年金収入で、保険料を支払うことで生活に重大な支障が生ずる方ばかりではないと考えております。

また、この制度では、所得に応じた軽減措置や、災害、疾病、失業等で生活が著しく困窮するなどの事情により保険料の納付が困難となられた場合には、保険料が減免されるなどの措置もあります。

短期保険証の目的は、これら減免制度の説明や保険料の分割納付のご相談などをしていただくための機会をふやすため、通常より期間の短い保険証とするもので、高齢者が必要な医療を受ける機会が損なわれるものではありません。

また、実態把握につきましても、後期高齢者医療制度の保険料に限らず、税の収納対策として、個別訪問などによりその実情は伺っておりますし、その上で納付計画を被保険者とともに作成するなど、適切な納付につながるよう努めているところでありますことをご理解いただきたいと思います。

続いて、2点目の雇用問題についてのご質問についてであります。まず、厚岸の高校生の就職はどうなっているのかとのお尋ねにお答えいたします。

厚岸町内高等学校の本年3月卒業者について、現在の就職内定状況について申し上げますと、潮見高校では、就職希望者23名に対して内定者21名で、内定率は91.3%であり、また、翔洋高校では、就職希望者13名に対して内定者12名で、内定率92.3%であり、両校を合わせた就職内定率は91.7%となっております。両校合わせてまだ3名が就職未定となっていますが、このうち1名については、現在、応募先からの結果待ちをしている状況であると伺っております。

また、釧路管内での新規高卒者の就職内定状況は、本年1月末現在において、就職希望者555名に対して内定者327名、内定率58.9%で、前年度同期と比べますと内定率が0.9ポイント下回っており、依然として景気が低迷している中で、企業における求人数が低迷しており、新規高卒者を取り巻く就職環境は厳しい状況が続いております。

このような中、厚岸町内の両高校に対する企業からの求人募集も減少しており、昨年11月17日に開いた厚岸町雇用対策連絡会議時における就職内定については、例年に比べ悪化している状況にありました。このため、この連絡会議の場において、各産業団体に対する積極的な雇用促進をお願いしたところであります。加えて、12月15日には、町長として両高校の校長ら関係者とともに、町内の商工、建設、水産関係の6団体の代表者を訪問し、町内企業などにおけるさらなる雇用促進についての要請を行ったところでもあります。

その後、町内での就職を中心とした内定率の向上が図られてきておりますが、この内定率100%の達成に向けて、今後の推移に留意しながら、引き続き学校との連携に努めてまいります。

次に、高齢者が増えていく中、医療、介護など福祉の雇用対策はどうしているのかとのご質問にお答えします。

平成22年2月1日現在の高齢者人口は3,108人、高齢化率は28.4%であります、第4期厚岸町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画では、平成26年度の高齢者人口を3,170人、高齢化率は31.5%と推計しており、高齢化がますます進んでまいります。

こうした中で、医療、介護のサービスを提供する人材の確保はますます重要になってまいりますが、医療に関しては、医師、看護師を始めとして医療関係従事者の確保は厳しい環境にありますし、介護関係従事者についても容易に確保できる状況とは言えません。医療、介護に従事する人材は、専門職種としての資格を有する方々でありますだけに、新たに従事者を確保したいという場合だけではなく、欠員を補充したい場合においても厳しい状況にあると言えます。

そんな状況にある中で、特別養護老人ホーム心和園の増床に伴う介護・看護職員の確保では、16名の新たな雇用が生まれ、厳しい雇用情勢の中で明るい材料となりました。町が直接雇用するなどの雇用対策にはおのずと限界がありますし、介護サービス制度における民間事業者のサービス提供事業においても利用者ニーズと民間事業者との採算性の問題があり、新たな雇用の場の確保には多くを望めない事情もあります。

そんな中、厚岸町社会福祉協議会では、毎年15名の定員ですが、2級ヘルパー養成講座を実施して新たな介護員を養成しております、町も専門職の講師派遣や施設実習の協力体制による人材育成対策の支援をしているところであります。平成22年度においても引き続き、人材確保と雇用対策施策として進めてまいりたいと存じます。

続いて、3点目の、1次産業を守るために、後継者問題も含め、どんな手立てを町として考えているか。例えば生活費の援助制度などはできないかとのご質問ですが、まず農業関係であります。

農業の支援には、国及び北海道と一体となった各種施策の取り組みを行っています。特に後継者対策や高齢者対策、さらには耕作放棄地対策については、これまで中山間地域等直接支払制度を中心に事業を行ってきましたし、支払制度は平成22年度以降、5年間制度が延長されたことにより、今後も支払制度を中心に、後継者対策を含むその対策を図っていく計画であります。具体内容については、今後、農協や関係団体と協議を進め、決定していきたいと考えています。

乳量生産においては、良質な自給飼料生産のための基盤整備を行う草地整備事業の施行、また、共同作業化による労力の軽減を図るため、大型機械導入に対する事務的支援、農家の負担軽減のための利子補給制度の支援、集乳道の整備など取り組んでいるところであります。

また、後継者対策につきましては、町、農業委員会、釧路太田農協、釧路農業改良普及センター東部支所で構成する厚岸町農業後継者対策協議会で、農業後継者の結婚相談やあっせんの取り組み、農業研修や実習生の支援活動に取り組んできており、成果を上げているところであります。

農家の生活保障を含めた対策等については、現在、農業経営基盤強化資金を始めとする利子補給や新規就農者に対する固定資産税相当額の助成などを行っております。また、政府が今後制度導入を検討している酪農家への戸別所得補償制度を注視していきたいと

考えております。

次に、水産についてであります、漁業経営を維持していくためには、基本的に漁業生産基盤の整備と作り育てる漁業の推進が不可欠であり、道営事業による魚礁の設置や厚岸漁協が事業主体となって実施しているヒトデ駆除事業などへの町の助成を引き続き行うほか、昨年、5年間の事業として採択された環境・生態系保全活動支援事業による昆布漁場の岩盤清掃や通称三角ツブの駆除を実施する予定になっており、さらにカキ種苗センターの運営などを推進し、漁業経営の安定に取り組んでいるところであります。

後継者対策については、厚岸漁協や釧路地区水産技術普及指導所と連携し、漁業研修所や漁業就業支援フェアへの参加対象者の掘り起こしに努めるとともに、漁業後継者の育成確保に期待が大きい厚岸翔洋高校に対し、引き続き生徒実習や各種の試験研究活動へ支援をしてまいります。

また、漁業近代化資金に対する利子補給を昭和45年以降現在も継続して実施しており、平成19年にはノロウイルスの風評被害により大きな被害を受けたカキ漁業者への生活支援資金に対する利子補給制度を設けるとともに、先月、2月17日の第1回臨時会において議決いただきました漁業経営健全化促進資金利子補給条例により、資金繰りに窮している漁業者への支援を図ってまいります。

次に、林業についてでありますが、厚岸町の豊かな森林を将来の世代に引き継いでいくためには、22世紀を見据えた長い期間の中で森林づくりを進めていく必要があります。林業を守るため、地域の核となる林業事業体の体质強化を図り、新しい林業の担い手が誇りと生きがいを持って、安心して働ける環境づくりが必要です。

厚岸の林業は、個人事業主による経営体ではなく、会社組織である林業事業体が主体となっていることから、町では林業後継者としてではなく、林業従事者としての視点から施策を進めてまいりました。ついては、林業従事者の支援として、平成12年度から森林整備担い手対策推進事業を実施しております。この事業は、森林従事者や事業主、厚岸町及び北海道が一定の掛け金を負担し、就労日数に応じて、作業員の方々に年1回、一括して奨励金を支給しております。

今後とも、この制度を活用し、就労の長期化と安定化の促進や林業労働力の確保を図つてまいりますので、ご理解賜りたいと存じます。

続いて、4点目の保育のあり方について、働き方が多様になっているが、それに合わせた保育ができないのかとの質問であります、町が昨年度行った子育て支援対策のためのアンケート調査によると、母親の就労状況は、フルタイムのほかにパートタイム、アルバイトなどを含めると、就学前の子のいるところで約6割、小学生がいるところで約8割の就業率となっております。

また、未就労の母親の就労意向は、小学生がいるところでは、すぐにでも働く希望があるとするのは4割以上、就学前の子のいるところでは、1年より先で、子供が大きくなったら就労したいとするのが6割以上となっております。

女性の社会進出や就労形態の多様化に伴い、保育所を利用しようとする町民のニーズは多様化してくるものと考えているところであります。

保育所における通常保育は、午前8時30分から午後5時までとなっておりますが、保護者の勤務時間を考慮した延長保育としては、午前7時50分から午後5時30分までであっ

たところを、昨年の4月1日からは午前7時45分から午後5時45分に変更して保育を行っている状況にあります。

このような中、現在の延長保育利用者は、早朝保育としては87人で41%、居残り保育としては69人で32%という状況となっております。

なお、床潭へき地保育所につきましては、通常保育時間は午前8時30分からとしていますが、夏の昆布漁期間の7月初旬から9月末までの期間は午前8時から保育を行っているところであります。

現在の利用者の勤務形態からは、さらなる延長を希望する声はありませんが、現行体制を工夫することで多少の拡大は図られるのではないかと考えております。

なお、保育所を利用していない家庭においても、保護者の疾病や災害、短時間労働などにより一時に家庭での保育が困難となっていることも、アンケート調査の結果をもとに、1日6人程度の方々が希望している状況と推定し、今後、一時預かり保育としての実施に向けた制度の検討をしていくことにしておりますことをご理解いただきたいと存じます。

以上でございます。

議長（南谷議員） 15番、石澤議員。

石澤議員 それでは、まず、後期高齢者医療制度のことなんですかけれども、必ずしも生活に困窮している人たちではないというお話をしたが、こういうふうに短期保険証も発行されていますが、その人たちとは老人世帯だけなのか、あるいは同居世帯なのか、それはどうなっているのでしょうか。

議長（南谷議員） 町民課長。

町民課長（米内山課長） その構成はさまざまです。老人とか、それから単身とか、同居とかというふうに、偏っているものではありません。

議長（南谷議員） 15番、石澤議員。

石澤議員 それでは、そういう方たちのほかの公納金はどういうふうになっていますか。それは納めているのですか、それとも滞納したりしているのでしょうか。

議長（南谷議員） 町民課長。

町民課長（米内山課長） すべてが同じような状況ということではございませんけれども、やはり多くの方は、多くといつても6人の話なんでございますけれども、やはりほかの介護ですとか、そういう保険料も滞っている方も中にはいらっしゃいます。

議長（南谷議員） 15番、石澤議員。

石澤議員 ということは、生活に困窮している人も中にはいるっていうことなんですか。それと、そういう方たちに何か、税の相談もしているということでしたけれども、生活保護なんかも含めての相談もしているんでしょうか、そういう場合は。

議長（南谷議員） 町民課長。

町民課長（米内山課長） この制度における短期証のことには限らず、例えばさつき答弁書の中にもございました軽減ですとかあるわけですけれども、その中で、減免というのも実は3人ほどございます。その減免の方の中ではやはり、将来的に、それまでは減免で措置しましたけれども、それ以後の生活が苦しく、現在も苦しいわけで、扶助の対象になって、生活保護の対象になった方もおりますので、そういった、相談する中では、私どもが直接そういう相談ということではなくて、その担当のほうへ紹介するとかというような措置の中で移行していく方々も当然ございます。

議長（南谷議員） 15番、石澤議員。

石澤議員 本当にこの後期高齢者医療制度というのは、町に言っても大変なことだから、国にしてかしてくれた、年とったらいらないよっていう、そういう保険なものですから、すごい一つ思いしている方が何人もいると思いますが、やっぱりこうやって大変な人たちのところまで手を差し伸べてやってくれることは、これからも続けていってほしいなと思います。民生委員の方にも相談できない場合もありますでしょうし、そういうものも含めてやってほしいなと思います。

それから、次に移りますけれども、高校生の雇用問題なんですけれども、これは厚岸翔洋高校と潮見高校の場合では、本当にすごいですね、91、これは厚岸町に就職したことですか、それともほかの町も含めた率でしょうか。

議長（南谷議員） 町民課長。

町民課長（米内山課長） 今後とも、生活困窮者も含めた、制度に対するいろいろな面におきまして、新しい制度が始まるということの中では、今現在、先ほど言いましたように協議されているところでございます。当然、私どもも、機会あるごとに、今まで、当初発足した制度の中で、いろいろなご批判、それから実情をつかむ中で、減免もどんどん進んでいたり、さまざまな制度変革が来ているわけですけれども、それらも含めて新制度に生かすような形を要望してまいりたい。また、私どもも被保険者に対する措置を今まで同様に進めてまいりたいというふうに考えてございます。

議長（南谷議員） まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（田辺課長） 高校生の就職内定の状況でございますけれども、潮見

高校、翔洋高校合わせまして33名の内定者がいるんですが、そのうち厚岸町内というのは19名、このほか、いわゆる浜中から通っている生徒さんもいらっしゃいますと、浜中町に決まったという方が2名いらっしゃいます。道外というのは3名、あとは道内でございまして、そのうち管内というのは浜中の2名を除きまして4名、こういうような状況になってございます。

議長（南谷議員） 15番、石澤議員。

石澤議員 本当に、子供たちが高校を卒業して、先が見えなくなって困っているというのが実際起きている中では、潮見、翔洋高校を卒業した子たちの就職口があったというのはある意味よかったですですが、釧路に通っている子たちの中の状況はどんなふうになっているのかっていうのは、それもわかっていますか。

議長（南谷議員） まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（田辺課長） 残念ながら釧路市内に通っている高校生の個々の状況まではちょっとつかむに至ってございません。ただ、先ほど町長のほうからの1回目の答弁でも申し上げておりますけれども、昨年と比べまして、さらにちょっと就職内定率が下がっている状況にある、非常に厳しいということをお伺いしておりますし、そういう中で苦労しているのかなと。なかなか、自分の希望する職種にやはりつけないというような部分が現象としてはあらわれてきているというようなことは、私どももそういうような形ではとらえてございます。ただ、釧路市内の、今言うことの繰り返しになりますけれども、詳細の率まではちょっとつかんでいないというのが実態でございます。

議長（南谷議員） 15番、石澤議員。

石澤議員 そうすると、就職できない場合は進学ということも希望していると思うんですが、進学もお金、結局、生活が大変でできない場合に、今、300万円以下の人たちが対象になっていると思うんですが、技術を身につけるための支援ということで、月10万円支援するというあれができるていると思うんですけれども、そういうのは厚岸町の中で、申請とかという形で出てきていることはないんですか。

議長（南谷議員） まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（田辺課長） 今おっしゃられた制度の部分についての申請というような部分については、私どもの窓口には来てございません、現在までのところ。

議長（南谷議員） 15番、石澤議員。

石澤議員 それで、さっき高齢者の生活を支えていくという、少子高齢化というのは、

本当にどこの町も同じで、厚岸もそうです。その中で、介護職につくとか、そういう仕事につくためには、とても大変な、力もいるでしょうし、お金もかかると思いますが、そういう子たちがそこに進んで戻ってこれる保証があれば、多分そういう学校にも行くと思うんですよ。雇用してもらえる場所をつくるということがとても大事だと思うんですが、来ても生活できる賃金が、若い人にとって働く場所があるのかということも含めて、ここでちょっと、町だけでは賄い切れないってさっき言ってましたけれども、臨時職員だったり、正職でない、ある意味自分の身分が不安定な場所に、若い人に帰ってきて、それで仕事をしてくれっていうことは、それは無理だと思うんです。それで、やっぱり高齢者がいることが、高齢者を支えていくことで自分たちも生活していくっていう、そういうようなシステムをつくっていくべきじゃないかと思うんですよ。だから、今の臨時に働いている人たちが生活が可能な、生活はしていると思うんですが、子育てをして、生活していくだけの賃金になっているのかどうか、それも含めてちょっとお聞きしたいんですけども。

議長（南谷議員） 副町長。

副町長（大沼副町長） 総体的に話をさせていただきたいと思いますが、町で雇用をさせていただいている臨時の職員というのは、いわゆる定数外の職員というのは3種類ございます。一つは嘱託職員、これは年間雇用、それから、一つは非常勤職員、これは通常の職員の勤務時間の4分の3働いていただくという形。それから、いわゆる日給月給で臨時の業務に当たっていただく職員というふうに、大きく分けて三つございます。

十分なのかと、食べていけるのかというご質問かと思いますが、非常に、嘱託職員を除いて、ほかの臨時の職員の方というのは相当厳しいだろうなというふうには思っております。ただし、この方たちは年間雇用ではなくて、その業務で必要な都度、雇用をさせていただいているということですから、町の予算の範囲内でその業務に当たっていたいているという状況です。これらはすべて、例えば正規の職員、あるいは正規の職員でなくても、嘱託の職員とすることになれば、人件費の比率が相当はね上がってしまいます。厚岸の一般会計で人件費比率というのが出てますが、23%ほどになっておりますけれども、これがはね上がる結果になってしまいます。そうすると、それぞれの業務が財政上遂行できないということに陥ってしまうことも考えなければならないというふうに思います。

町長の答弁の中では特別養護老人ホームのお話をさせていただきました。入所施設が18床と、それからショートステイ、短期入所、これが10床増やして新年度開設をすることになりますが、これには看護職と、それからあと介護職、この方たちは24時間のお世話をしなければならないということがあって、もちろん24時間交代でなりますけれども、そういう職場状況を勘案して、この方たちには嘱託職員という形で採用を予定しているという段階でございます。

議長（南谷議員） 15番、石澤議員。

石澤議員 人件費がかかるのはすごくわかるんですが、大変だということも承知しています。でも、介護職のほうは嘱託職員で16名ということで、通年で雇ってもらえるというか、通年で自分の生活が保障されているということはとっても大事なことだと思うんですよ。介護のほうは24時間、嘱託職員が16名ということで、物すごい大事なことだし、これはいいことだと思うんですが、同じ仕事をしているながら、たまには臨時、たまにはパート、たまには嘱託、正規とやっていきますと、意思の疎通というのはすごく大変だと思うんですよ。だから、これはもう国がやらなければならないことですから町ではすごく大変なんですけれども、働く条件とか賃金体系を同じような条件にして、その人たちにとって、自分はパートしか働けないからこれだけ、納得した働きができるような採用の仕方というのはできないんでしょうか。

議長（南谷議員） 町長。

町長（若狭町長） 町職員の関係のお話、今、質問がありますが、その前に総体的な、雇用で、大変私も、町長として悩んでいる課題もあります。今お話をありましたとおり、2校の高校卒業予定者の就職率は、他の管内から見ると高い。大変うれしく見ておるわけであります。その反面、私が企業を回りまして言わることは、就職口はたくさんあるぞと言われます。しかし、希望者に沿える職種、職場がないということです。さらにはまた、希望者が町内だけでなく町外、道外を希望すると。すなわち、ミスマッチが起きている状況もあります。この点については、大変、私としては悩んでおるところであります。しかしながら、できるだけやはり若年者の流出をなくするということは、厚岸の活性化に大きく影響することでございますので、この点については、またさらに最善の努力をしていかなければならぬと、そのように考えます。

また、職員の関係であります、ご承知のとおり、定数が決まっております。その定数内の採用については、今、就職口の関係でお話をありますが、やはり、仕事量の、また事務事業量の関係から採用するわけでございまして、そういう点、隔たりがあるんじゃないとか、職場間の人間関係がまずくなるんじゃないかとかいうことについては、町長としては一切そういうことのないように、やはりそれぞれの役割があるのでありますので、融和を大事にしながら快適な職場にすべきことであることは当然でありますので、ご理解いただきたいと存じます。

議長（南谷議員） 15番、石澤議員。

石澤議員 それで、こういう若い人の流出というのがすごく問題だと思っているもんですからこういう質問をするんですけども、結局、今は介護職と言ってますけれども、そういうふうにして、高齢者を支える仕事というのは介護職だけじゃないですよね。ヘルパーさんもいますし、介護職ですけれども、そういう形で高齢者を支えるようないろんなシステムをつくりながら、そのことで、ここで若い人が定着して、そしてその上で子育てとかもできていったらしいなという思いがあったものですからこういう質問をさせてもらいました。

それで、あと、1次産業のことなんですけれども、今、厚岸の漁業も、酪農もそうですけれども、離農は一応少しあさまってはいますが、割と安定しているところの後継者がいないというのはすごく問題なんです。意外に足元が明るいうちにやめようかなという人も何人か出てくる可能性もありますし、そういう意味では、後継者をいかにしてそこに見つけてくるかということも大事だろうし、ほかの町村のように、その息子や娘、子供たち以外の後継者を、酪農の場合は農家に入れて、そして、そこで5年間なら5年間実習をして、そして、その間の生活を町とか農協で折半しながら支えていって農家を減らさないようにするとか、それから、漁業なんかも、ある意味ではそういうことも考えられないのかなと思うんですが、生活の援助というのは、そういう1次産業というのは、1年、2年、3年と通していく中でその人の身についていくもんだと思うんですよ。だから、そういう意味で、それまで採算がとれなくて、そこから離職していくのを防ぐためにも、そういう意味では援助をするということで、そういうことを、国の制度も何かあると思うんですけども、そういうのを含めながらちょっと考えていけないのかなと思って質問したんですけどね。

議長（南谷議員） 産業振興課長。

産業振興課長（高谷課長） 今のご質問の内容でございますけれども、子供たち以外の後継者等を実習させて、その研修などについて助成ができるかというご質問かと思いますけれども、現在、厚岸町では、後継者対策としまして、中山間支払制度におきまして、就農体験や実習生などを、派遣体制の拡充を図るために実習生受入協議会で助成金を拠出しております。その助成の内容につきましては、実習生の施設の水道光熱費とか、実習生が使用する車の燃料、リース料、維持費など、助成金として使われております。さらには、その実習生さん方も含めまして、酪農ヘルパーさんになったり、農家に嫁いだりと、実質的に後継者になっております。これも、いわゆる後継者の援助と私どもは理解しております。漁業につきましても、いろんな利子補給制度、その他支援制度がございまして、その産業を営む方の生活の援助でありますんで、そのような意味でも、一次産業を守っていくための援助というふうに考えてあります。

ご質問者があっしゃっている具体的な助成制度ですけれども、昨年、私も別海で開催されました酪農政策を考えるシンポジウム、参加させていただきましたけれども、その際に、パネルディスカッションですか、ある町の酪農家の方がこういう取り組みということでお話をなさっていたことをお聞きしまして、その後、その内容についてずっと確認していたんですけども、確かに、まだその町でも具体的にそのときは詳細に詰めていなくて、お答えはいただけなかったんですけども、その内容を具体的にはまだ私ども存じ上げませんけれども、そういう援助制度を活用してもらえる、まず仕組みづくりが大切かと思います。それによって、さらなる後継者対策、援助制度というものを私どもも考えていかなければならぬ、そういうふうに理解しております。農協や関係団体、それから今ある、各種協議会がございますけれども、その中にそういう援助制度を活用してもらえるような仕組みづくりを考えながら協議、研究してまいりたいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

議長（南谷議員） 15番、石澤議員。

石澤議員 よろしくお願ひします。

それで、これは若者サポート事業の一体化という名前だと思うんですけれども、それを、本当はもっと、農家の後継者に対してもうまく使えばいいかなと思っています。Uターンして戻ってきてくれる、ほかのところでアルバイトをやっているくらいだったら、農家もあるし、ここは漁業もあります。Uターンして戻ってこられるような町としてのサポートがあればいいのかなと思いました。

それで、今回、漁業の場合も、新規就農者希望の長期研修というのがあるようなんですかけれども、これが水産高校の現場実習の支援を行うもので、月に29万4,000円を1年から2年かけて支給するというものがあるみたいなんですけれども、厚岸の場合はこういうものは、利用しているということはないんでしょうか。

議長（南谷議員） 本会議を休憩いたします。

午前11時45分休憩

午前11時47分再開

議長（南谷議員） 本会議を再開いたします。

産業振興課長。

産業振興課長（高谷課長） 大変貴重なお時間をいただきまして、申しわけありません。

新規漁業就業者確保育成支援事業という内容でございまして、厚岸町ではそれを支援事業として使っているということは、今のところはございません。ただ、そういう北海道漁業就業支援フェアだとか、そういった意味で利用を促進しようということで、厚岸町としても事業の掘り起こしをしていきたいということで今考えております。

議長（南谷議員） 15番、石澤議員。

石澤議員 ゼひこれも、400人対象となっていますので、ゼひ使ってもらえたならなと思います。漁業者の所得補償というのも何か出てくるみたいですので、やっぱりきちっと、できるものはちゃんと出していったほうが、漁業を守っていくためにも大事なことだと思いますので。

それで、医食同源という言葉がありますよね。地域に来てくれるお医者さんがいなくて、地域医療も大変なんですけれども、それと同じように、食にかかわる漁業とか、それから農業とか、それが、後継者がどんどん減っていっているというのはとっても大変なことだと思うんですよ。やっぱり食べ物が体をつくりますので、その部分をきちんと町の基幹に据えて、そこに働く人を確保することも含めて、これからもやっていくって

ほしいなって思います。指をくわえて見ているわけにもいかないものですから、何とか個々に、地域で子供たちが育っていくような環境をつくり出すためにも産業をきちっと守っていってほしいな、守っていくことをやってもらえたならなと思います。

それと、保育所のことなんですけれども、病院には院内保育所ってありますよね。院内託児所というんでしょうか、病院の中にあると思うんですが、できればそういう、これから心和園とかそういうところで働くことが多くなってくる場合、若い人が働くこともあると思うんですよ。そういうときに、その中に病院の院内保育所みたいな託児所を設置してもらえたなら、親がいる人はいいんです、ほかに。親に預けてきますけれども、24時間勤務するということは、子育てをするときにとっても大変なことになってしまいますので、だんなさんがそこに迎えに行くことも可能だし、そこを一時預かりのようなことも含めたことを考えてもらえたならなと思うんですが、どうでしょうか。

議長（南谷議員） 病院事務長。

病院事務長（土肥事務長） 町立病院の中には以前から院内保育所を設置しております、年間3人から多いときでは5人程度、看護師の子供を預かってございます。

今まで11時半、準夜帯までの時間で保育業務を行っておりますが、なかなか24時間を回すとなると、施設的にも、安全対策ですとか、それから保育士の確保が、今現在まならない状況にあるということも含めて、24時間回すことはできませんが、午前中から帰られる時間帯までの保育を今実施している状況でございます。

議長（南谷議員） 特老施設長。

特老施設長（桂川施設長） 現在、心和園に勤務されている職員でそういう子供たちがいらっしゃるというのが今のところ4名なんですが、皆さん近くにご両親がいたり、だんなさんがいたりと、時々遅いんですけども、ご両親もいるという形の中では、今現在はそういう保育を有するという方はいらっしゃらないとは思うんですが、将来的に、今回も募集して、この中に入っていますけれども、将来的には考えられるんだろうとは思いますけれども、今の段階ではちょっとまだ、どうこうするとは申し上げられないかなというふうに考えます。

議長（南谷議員） 15番、石澤議員。

石澤議員 どうしても共働きで働くというのは多いですし、それからほかのところから来た場合とかもありますので、そういう広げた保育の考え方をやってもらえたなと思います。

あと、今、農家もそうですけれども、ぽつんぽつんと就農していったりしますと、そこに子供がいて、若い人たちがいる、子育てしなければならない、そのときに保育所が欲しいとなると、ないところもあります。そういうときに、こんな言い方は変ですけれども、託児所の状態も含めて、そういう大きな形のものをつくれないかな、そういうも

のも考えていくことをしてもらえないかなと思うんですけれども、託児所と保育所が合併したようなものも考えてもらえたならありがたいと思うんですが、いかがでしょうか。

議長（南谷議員） 福祉課長。

福祉課長（松見課長） 地域の近くに保育所がない場合だとかという状況が厚岸町にも確かにあるところであります。現状の制度の中での利用を考えますと、託児サポート事業という形の制度が昨年の4月から町内で始まってあります。そういうことで、保育にかける事業も、本質といいますか、可能ではないのかなというふうに思っています。

議長（南谷議員） 以上で、15番、石澤議員の一般質問を終わります。

再開は午後1時とし、本会議を休憩いたします。

午前11時55分休憩

午後1時00分再開

議長（南谷議員） 本会議を再開いたします。

日程第2 10番、谷口議員の一般質問を行います。

10番、谷口議員。

谷口議員 本定例会一般質問に当たりまして、通告しておりました2点について町長にお伺いをいたします。

1点目は、各種審議会の委員の選任にさらなる改善を進めることができないかということです。

新年度の町政執行方針において町長は、各種審議会に女性の登用を促すとしておりますが、これがどのように進められていくのか。さらには、私は、広く意見を求めるところから、例えば転入された町民を登用するなどできぬか、また、審議員の公募制についてはどのように考えておられるか、これらについてお伺いをしたいと思います。それとともに、団体等の推薦の基準はあるのか、これについてもご説明をお願いをいたします。

二つ目は、高齢者対策についてあります。

厚岸町においては、これまで各地の対策を行ってきているところであります。最近、特にひとり暮らし、あるいは夫婦2人の高齢者世帯への援助が必要になってきておりますが、地域が高齢者世帯とどのようにかかわっていくのか、見守りをしていくべきか、十分地域対象者の意見を徴して、その上で基本的な考え方を、そして方針を自治会等に示していくべきではないかと考えます。

さらに、命のバトンの導入が来年度から始まるわけでありますが、内容と情報の更新はだれがどのようにしていくのか、説明をお願いいたします。

以上で私の1回目の質問といたします。よろしくどうぞお願いします。

議長（南谷議員） 町長。

町長（若狭町長） 10番、谷口議員のご質問にお答えをいたします。

1点目の、各種審議会の委員選任にさらなる改善を進めることができないかについてでございますが、当町の各種審議会などは、法律または条例に基づくもので、39の審議会、また委員会などが設置されており、委員数は述べ人員で378名となっているところでございます。

これら審議会などに、さらに転入された町民登用、審議委員の公募制の導入などを図り、幅広い町民の意見が反映されるようにしていただきたいとのご提言についてでございますが、町の政策や方針などを決定する上で、町民の行政ニーズを的確にとらえ、それにこたえる施策を推進するため、広く町民参画の機会を拡充することは重要なことであると考えておりますし、地域や性別、職種や就業の有無を問わず、さまざまな町民が参画できるよう、その就任の機会については偏りがなく公平でなければならないところであり、特に公募制の導入については、転入された町民登用も含めて、その機会の拡充に有効な手段の一つであると考えているところであります。

しかし、現状では、社会の慣行、固定的な性別役割分業が根づいており、公募制の導入だけでは偏りや公平性、均等性に限界があることも否定できません。このため、政策・方針決定などにおいて、幅広い町民の意見の反映について、町民、地域、各種団体などと協力しながら、ご提言の公募制の導入についても研究、検討を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解願います。

次に、団体などの推薦の基準はどのようにになっているのかとのお尋ねについてでございますが、団体などの推薦の基準は、法律や条令等に定める選出区分によるほかは推薦の規準を定めた規程などの制定は行っておりませんが、審議会などの目的に沿った適任者を、公平性などに留意しながら、法律や条例などに定める選出区分に準じて、団体などからの推薦を受け、任命、委嘱などをしているところでありますので、ご理解願います。

続いて、2点目の高齢者対策についてのお尋ねでありますが、厚岸町においては、これまで各種の対策を行ってきているが、ひとり暮らし、夫婦2人の高齢者世帯への援助が必要になっているが、地域が高齢者世帯をどのように見守り、かかわっていけるのか、十分地域、対象者の意見を徴し、その上で基本的な考え方、方針を自治会などに示すべきではないかについてでありますが、平成22年2月1日現在における65歳以上の高齢者世帯は、単身世帯が661世帯、夫婦世帯が516世帯、夫婦の一方が65歳以上の世帯が122世帯で、合計1,299世帯であり、厚岸町の世帯構成の29%を占めます。元気な高齢者も含めて、高齢者の方と地域のかかわりは、これから地域社会のあり方として重要になってくると考えております。特に介護支援が必要になってきますと、外出の機会や近所の方々との触れ合いも少なくなり、地域でも高齢者世帯の状況把握ができなくなってくるという現状にあります。

各地域では、自治会の事業として、ふれあいサロンなど高齢者を対象にした取り組みのほか、老人クラブの例会などにより見守りとかかわりがなされている地域もふえてき

ていますが、こうした地域の事業に出てこられない高齢者の情報については把握していくことが困難と言えます。これからの中高齢社会を考えますと、高齢者が地域で安心して暮らせる環境づくりに、自治会や老人クラブなど地域の皆さんに支援していただくシステムの構築はますます重要になってまいります。

町では、災害時の要援護者支援や高齢者福祉計画、介護保険事業計画に基づく各種支援事業の推進についても、自治会などと地域支援の連携を図ってまいりたいと考えておりますし、現在、地域で取り組まれているものも含め、地域で何ができるのか、何が求められているのか、協働して進められる高齢者施策について、地域の皆さんとの意見もいただきながら進めていきたいと考えております。

次に、命のバトンの導入に伴う内容と情報の更新は、だれがどのように行うのかとのことですですが、平成22年度に新たに取り組みます救急医療情報キット、命のバトン配布事業は、高齢者、障害者、重度の難病患者の皆さんを対象に、当面、高齢者のみの世帯のうち介護度3以上、重度の障害者で同居の家族がいない方などに配布をさせていただく予定であります。

救急医療情報の更新については、基本的に自己管理の範囲で情報の更新をしていただくものですが、中には自分で管理できない方も想定されます。こうした方に対しては、民生委員や訪問介護員などの協力のほか、自治会など地域で対応できるケースが出てまいりました場合には、地域にご協力いただけるような連携を図ることで適正な管理に努めてまいりたいと存じます。

以上でございます。

議長（南谷議員） 10番、谷口議員。

谷口議員 今、町長からご答弁いただいたんですが、各種審議会の委員が39に上るということありますけれど、私が予算書で調べてみました。新年度の予算にその他特別職というのがありますけれど、それぞれ載っているわけでありますけれど、このほかにもあるということだと思います。この中には、例えば構成制の農業委員なんかも含まれていますから、それを除いてざっと洗い出しただけでも、ここには239名ですか、があると。あとどういうのがあるのかちょっとわかりませんけれども、そのほかに学校給食の運営協議会だとか厚岸浜中介護認定審査会、あるいは国保運営委員会、町立病院の運営委員会等がありますよね。そういうことで、そのほかに私が調べてなかったものがあと七つか九つか、どっちなのかちょっとわかりませんけれども、こういうものがあるということになっていますよね。それで、これだけの延べ人数で、現在、委員の兼任している委員等はどのくらいいるのか。1人が何役を持っているのが最高なのか、その辺、わかったらちょっと教えてください。

議長（南谷議員） 本会議を休憩いたします。

午後1時14分休憩

議長（南谷議員） 本会議を再開いたします。

総務課長。

総務課長（佐藤課長） 貴重な時間、大変申しわけございません。

ご質問の兼任をしている人数、いわゆる実人数についての質問かと思いますが、現在、今、データベースで検索中でございます。先ほど町長の答弁にあった委員会、審議会の数、それから就任している延べ人数、これの属人の数を掌握してございません。したがいまして、今、電算機で検索をして、個別に、例えば佐藤が何個の審議会に兼任しているという検索をしてございますので、その結果が出るまで少々時間をいただければと、このように存じます。

議長（南谷議員） 10番、谷口議員。

谷口議員 私がなぜこういう質問をするかというと、やはり見受けられるのは、非常に兼務されている方が多いように思うんですよね。そうすると、町長が適任者として選ばれていく中で、それを十分こなしていくことができる人たちを十分配慮しながら選任されているのかどうなのかということなんですよ。そういう人に限って、産業団体や、あるいはそれぞれの関連の、また何かの委員会だとか、理事会だとか、そういうものをたくさん兼務されていると。中には出張も随分多い人もいるということになってきて、十分その任を果たすような人たちになってもらっているのか。会議を開いても、非常に出席率が悪いだとか、そういう人はどうするのかということもやっぱり考えいかなければならないと思うんですよね。常に、もう98%、99%の参加があるから、おまえそんな心配することはないよというのであれば、私は人選が本当にきちんとされているんだなというふうに考えます。

私は、ある会議に出てみて、総会やって、会長選んで、選ばれた会長がその年いなくて、次の年にまた総会やったら、そのときも会長が出てこないというような会もあるんですね。それでは何のためのその人の選任なのかということになると思うんですよ。ですから、やはり人選はきちんとしていただきたいし、そういう心配は全くないのかどうなのか。そういうことがたび重なっているのであれば、違う人を選任するということをきちんとされているのかどうなのか、その辺ちょっとお伺いをいたします。

議長（南谷議員） 総務課長。

総務課長（佐藤課長） ご答弁申し上げます。

まず、先ほど議員ご指摘の委員の人数につきまして、若干の町長の答弁との、事務方の要するに委員会、審議会の数、それから就任の人数にそごがあるようでございますけれども、私どもとしては、法律に基づく審議会、それから条例に基づく審議会、これについて検索をし、はじき出した数字でございます。それで、その中におきまして兼務し

ている人というのは、今、作業しておりますけれども、その人数が出次第、それはご答弁させていただきます。

それから、ご指摘の人選について、要するに二つ、三つの兼務等々があるのではないかと。それによって、いわゆる会議の数が多くなり、業務が多忙になり、出席率が悪くなったり、そういう心配がないかとのご質問でございますけれども、基本的に、委嘱、それから委任、任命、法に基づくものにつきましては、これにつきましては、例えば議会の同意が必要なもの等々ございますけれども、基本的には町長の任命、委嘱等に基づきまして委員をお願いしているところでございます。その場合には、先ほど町長の答弁にあったように、条例等の規定に基づいて人選をし、委嘱をしているということでございます。

ただし、ご指摘の、いわゆるかけ持ち的な、数の多い審議会に就任することについて、適切な委員としての業務ができているかどうかという心配についてでございますけれども、少なくとも私どもといたしましては、総合的な判断として、役場内に各種の審議会がございますけれども、そういう、いわゆる兼任していることによって審議が十分にされていないというようなことは押さえてはございません。

それから、選任についてどのようなことをしているのか、要するにきちっとしているのかということでございますが、法律に基づくものについては当然、法律に基づいて、例えば有資格者ですか、そういう規定があるものについては、その規定に基づいて選任をしてございます。それから、条例に基づくものにつきましては、条例の規定に基づきまして、識見を有する者ですか、それから一般町民の代表ですか、条例に定める規程に基づいて選任をさせていただいております。

それで、選任の際に当たっても、例えばこういう審議会があると、任期がこういう任期で、任期が切れる際に、例えば再任を妨げないとかいう規定がある場合には、またお願いしたいということもありますし、例えば再任ができないというものについては、新たな方をお願いするということになります。ただし、その際に、かけ持ちになっているかどうかということをきちんと把握してやっているかどうかということについては、私、今の答弁していますが、庁舎内全部のそういう審議会についてのそういう確認について、それを行いつつ委嘱をしているかというのはちょっと把握してございません。それにつきましては、議員の質問に対する、その辺の委嘱についてのきちんとしたそういう兼任について適切に行われているかということについては、私の今の立場として即座にきちんとしているということはちょっと言えるところではございません。

ということで2回目の答弁としたいと思います。

議長（南谷議員） 10番、谷口議員。

谷口議員 今の問題、ちょっと置かせてください。今調べているみたいですから、そっちがわかった段階でもう少しあ伺いしたいというふうに思います。

それで、女性の登用だとか、それから幅広い人たちのニーズをとらえていくということで、今回の総合計画の中にもそういうのをきちんと盛り込んでありますよね。できれば女性は30%ぐらいまで引き上げたいと。そして、町民が町政について積極的に発言で

きるようにしていくんだということが述べられております。そして、審議会なのに公募委員の拡大や懇談会、町民ワークショップ、計画へのパブリックコメントの実施など、町民が政策形成に参画できる機会の拡充に努めますというふうになっていて、非常に今回のこれはすばらしい総合計画ではないのかなというふうに思うわけでありますけれど、今回の総合計画を策定するに当たって、20人の審議会の委員を委嘱されているんですけども、女性は5名なんですね、25%。今までが20.何%ですから、それよりはちょっと上がっているぞということになるかもしれませんけれども、女性の登用について、何%、これは30%。一遍には難しいというふうに思うんですけども、総合計画では30%を目指しますよということになっていますけれども、実施計画のほうを見たら何年というのは書いていませんよね。それで、女性をふやしたいというようなことはこっちには出ているけれども、できれば実施計画の中にも、24年なら24年まで、最低この程度を目指したいなというものを示しておいてもいいんじゃないかなと。それが絶対できなかつたからとんでもないことだということではなくて、やっぱり目標は、実施計画を、今回、そして二つに、前期、後期に分けるわけですね。そうすれば、それを考えれば、そういう目標を示していくことも町民にとってはやっぱり、そういうことを考えて進めていふんだなということになるんじゃないかなと。

それと、やはり厚岸町の町をどう見るのか、どういう町にしていってほしいのかということで考えますと、やはり長く厚岸に住み続けている人の希望、あるいは自分の町はこういう町だということで理解している部分と、厚岸にもやっぱり、人口減少をただ見ているのではなくて、できれば漁業や、農業や、シイタケだとかいろんな産業があるわけですけれども、そういう中で魅力を求めて、ぜひ入っていただくと、住みついていただくということも非常に大事になってきていると思うんですね。そういうことを考えると、やはり厚岸に、本当は転勤族だけど、厚岸に居を構えた人がいると。その人は、結果的に、多少の転勤はあっても厚岸に住み続けたいというような考え方から厚岸に居を構える人もいると思うんですね。それから、仕事の関係で厚岸に完全に転入してきたと。そうすれば、そういう人たちは、厚岸と今まで住み続けた町との違いというのを理解できるわけですね。そういう人たちの声を、やっぱり積極的に酌み上げていくのも大事ではないのかなと。そんなの審議会でなくて何か別な機会にやればいいんだではなくて、審議会の一員の中に、もしそういう議論のできる審議会があれば、積極的に参画してもらう必要もあるのではないかというふうに思うんですけども、そういう考えはないのかどうなのか。

それから、もう一つ、今までいろんな、私、このことを何回もやってきているんですけども、女性をぜひ増やしてほしいというような話をしたら、いやいや、谷口さんそう言うけれども、なかなか、言っても入っててくれる人が少ないんですよというような話をもう手いっぱい聞かされました、今まで。だけれども、実際には町の中にもしこの審議会を、あるいはこういう政策提言がこういう場でできるのであれば参加したいなという人は絶対いると思うんですよ。そうすれば、やはり公募制も大胆に、すべてをやるということにはならないと思いますけれども、一定の選択をして、この審議会とこの審議会とこの審議会の、この割合全部を公募にしなくてもいいと思うんですね。例えば10人いれば3人は公募にするだとか、そういう道をやっぱり積極的に作っていくべき

ではないのかなというふうに思うんですよ。そのあたりの考え方はどういうふうに考えているか、お伺いをいたします。

議長（南谷議員） 総務課長。

総務課長（佐藤課長） ご答弁申し上げたいと思います。

まず、3カ年実施計画の中に、いわゆるこれはソフト事業の方になるかと思いますが、前期、後期で高度計画は見直しをするということでございますけれども、実施計画のソフト事業のほうに数字を示しても良いのではないかというご指摘、ご提言でございます。できる限り、これにつきましては府内で協議を進めながら、各種審議会を担当している担当課とも調整しながら、その辺についてはどの程度の数字を示せるか調整を図ってまいりたいと、このように考えております。

それから、要するに、どういう町にしてほしいか、厚岸町に長く住んでいる方、それから厚岸に居を構えた方、それから転勤されている方、いろいろな方、ケースがあるかと思います。議員ご指摘のとおり、長くいる方は当然、厚岸町を十分承知して、今後どうあるべきかということは考えられていると思います。それから、厚岸に住みたくて居を構えた方、それから職を求めて居を構えた方、それから何年かで転勤される方、いろいろいると思います。当然、長く住んでいる方につきましては厚岸の現状を十分承知しているということで、貴重な、将来どうあるべきかという意見がいろいろ聞けることは、これは確かなことだと思います。それから、新たに居を構えた方につきましては、転勤される方も含めまして、他の町から来たということで、厚岸との違い、以前にいた町との違い、これらにつきましての比較ができるという意味では大変貴重な意見がいただける、言いかえれば新しい血が入るというような感じが持てるかと思います。そういう意味では、議員ご提言のそういう方の登用についても、十分検討に当たるということと認識しております。

それから、女性の登用について、何度も頼んでもなかなか応諾していただけないと。しかしながら、やはりやれるという方もいるのではないかということで、公募制についても検討してはどうかというご指摘、ご提言でございます。

議員、この件につきましては、私の記憶では二度ほどご提言を一般質問でいただいております。記録を読ませていただきました。その都度、概して前向きに検討していただきますという担当の答弁をしております。決して今まで検討をしてこなかったわけではありません。

最近、メディアの発展によりまして、ネット等で検索しますと、いわゆる公募制についての要綱または方針、または指針、これらを定めている地方公共団体が道内でもかなり見受けられます。それをいろいろ読んでみると、まさに議員ご指摘のとおりの内容で公募制を導入していると。ただし、そこには問題もあるということも書かれています。公募をしたけれどもゼロ人の応募であったという例もあると。それから、公募したら、その委員会がたまたまやりやすい委員会だったので、定員を10人いるうち例えれば1割で1人だというところに20人が応募されたと。そうすると、面接をするというような要綱をつくってしまったものですから大変なことになったという例も見受けられました。

したがいまして、そういうことを十分勘案しなければ、安易にそういう要綱指針、方針等をつくっても、やはり振り分け、それから、そういう就任に当たってのいろいろな弊害が出ないとも限らないというふうに考えます。そういうことを考えますと、そういう公募制については、やらないとは申しませんが、慎重に考えながらやっていかなければならぬと思います。

それと、一つ感じるのは、どうして女性の方が、就任のお願いにわざわざこちらから伺って、何とかこういう審議会に就任していただけませんかと頼んだときに、要するに応諾していただけないかという理由の一つには、やはり平日昼間に会議をすることが多い審議会、委員会が多いのも、これは一つの理由だと思います。されど、夜の、例えば午後6時、午後8時等に会議の時間を設定をしても、これもまたいろいろ問題があろうかと思います。したがいまして、どうしてそういう就任の率が上がらないかという原因の分析も当然しなければならないと考えております。どうしたらそういうことを排除して、女性の方が自由に意見を述べる場をたくさんつくって、そして就任率を総合計画の目標に定める30%に近づけていくかということを十分考えながらやっていく必要があるのではないかということを思っております。

一つの方策としては、ある委員会がどういう話し合いで、どのぐらいの時間がかかるか、そしてどういう意見を求められて、何を決めるのか、そういう議事録をホームページ等で公開するとか、そういうことをして、ああ、こういう会議なら私も出て、就任していいなというように思えるような、そういうことも検討の一つの手段ではないかというふうに考えております。

いずれにしましても、そういうことを十分総合的に勘案しまして、町長の町政執行方針にあります協働のまちづくりに有効な手段であります女性の意見を反映させるための、そういう施策に極めて重要なそういう町民の参画についての女性の登用率、それから、今、データが来るかと思いますけれども、そういうことについて十分検討してまいりたいと、そのように考えてありますので、ご理解賜りたいと存じます。（「まだ出ないの」と呼ぶ）

議長（南谷議員） 本会議を休憩いたします。

午後1時42分休憩

午後1時46分再開

議長（南谷議員） 本会議を再開いたします。

総務課長。

総務課長（佐藤課長） 大変貴重な時間をとりまして、心よりおわび申し上げます。

1番目の質問の、兼任についての人数でございます。

延べ人数で、町長の答弁で言いましたが、10団体、45人が兼務をされてございます。それから、兼務をされている最大の審議会委員の数でございます。男性の委員でハ

つの委員会または審議会を兼務されている方があります。それから、女性におきましては、五つの審議会、委員会を兼務している委員がおります。あとは、この五つと八つの間で、例えば2団体とか、6団体とか、そういう人数でございます。

以上が兼務についてのご答弁です。まことに時間を有しまして、済みませんでした。

議長（南谷議員） 10番、谷口議員。

谷口議員 たくさん兼務したから悪いというふうにはならないと思いますけれども、やはり、八つも兼務されている方は、きっとこのほかにもさまざまな公職を持たれたり、あるいは産業団体やそれに類するような団体等の職を幾つも持っておられる方が多いのではないかなと。これは1人ですよね。そのほかに六つ、七つの人が何人いるのか、今、説明されなかつたからわかりませんけれども、やはり一定の数にとどめることができないかどうなのか。

何か今、先ほどの質問を聞いていますと、庁舎の中の連携もきちんとされているのかなというふうにも聞いていて思ったんですけれども、そういうあたりをやっぱりきちんと調整していくことも大事ではないのかなと。そしてそれが、こういう兼務されている人が、本当にきちんとそれに参画されているんであればいいんですけども、結構、そういう人に限って欠席が多いぞというようなことになったんではまた、それはまずいのではないのかなというふうに思うんですよね。

そこで、できれば町長にお伺いしたいんですけども、やはり兼務はなるべく、一人一人の肩の荷は少なくして、そしてよりよい審議ができるような体制をつくっていくべきではないのかなというふうに思うんですよね。それで、結果的に形式だけの審議会というようなことになっては困ると思うんですよね。そのあたりの見解を、この件について最後にお伺いいたします。

議長（南谷議員） 町長。

町長（若狭町長） お答えをさせていただきます。

資料が既に配付されておりますので、先ほどからご意見、承っているわけでありますが、ご承知のように、審議会、また委員会にはいろいろな種類がございます。といいますのは、国の法律で定められています行政委員会、もう一つは議会の承認、人事案件としてご承認をいただく委員会、審議会、さらにはまたその他の委員会という委員会がそれぞれあるわけあります。その中で、議会の承認または行政委員会等についてはご承知のとおりだと思いますので、それを除きましたその他の審議並びに委員会のことでお話しさせていただきたいと思いますが、町長が委嘱をいたすわけであります。

そのやはり、今まで考えますのはやはり、広く市民の意見を聞く行政、これは最も大事なことであります。そのための審議会であり、委員会であることはもちろんのことであります。しかしどうしても、人選に当たっては、しかば幅広く意見を聞くということになりますと、先ほどもお話ありましたけれども、産業団体とか、または任意団体とか、そういう団体の推薦なり、またその中心になって活躍している会長とかいう人選

にどうしても傾きつつあることも事実であります。このことについてはご承知をいただきたいと思うわけでありますが、その中で、女性の登用であります、第5期で示しているとおり、30%にしたいと、これは私の願いでもあり、または私が就任以来、女性の登用を積極的に進めてきたわけであります。しかしながら、その人選に当たりましては、大変、家庭の事情、そしてまた女性の社会進出という中での難しさもあったわけであります、しかしながら、今質問がありましたとおり、私としては、さらに女性の審議会、委員会の登用については努力をしてまいりたい、そして目的を達成していきたいというふうに考えてあるわけでありますが、やはり委託された委員の皆さん方は、その各種審議会、委員の果たすべき役割、使命、私は十分に認識しているものであると思っております。しかし、今ご質問にありました、そういう事例もあったということでありますので、今後の人選に当たりましては、そういうことのないような中で人事を、また委嘱を申し上げてまいりたい、そういうふうに考えますので、ひとつよろしくお願ひを申し上げたいと思います。

さらにはまた、実施計画との関係であります、言うまでもなく、委員には任期があります。それぞれの任期は全部違います、審議会、委員会については。ですから、任期の中で、今申し上げた点については十分に心がけて選任をさせていただきたいと思いまして、よろしくお願ひ申し上げたいと存じます。

議長（南谷議員） 10番、谷口議員。

谷口議員 今、町長から答弁いただきましたので、ぜひ女性の登用を大きくするのと、幅広い町民の意見を徴するという意味から、公募制等についても検討していただきたいということをお願いをいたしまして、時間もありませんので、高齢者対策についてお伺いしたいんですが、最近、会議がありますと、高齢者の問題というのはみんなが本当にさまざまな会議でも考えていることがひしひしと伝わってきます。それで、先日も社会福祉協議会が福祉懇談会を湖南、湖北でそれぞれ開かれておりまして、私も参加をさせていただきました。その中で、やはり地域に高齢者がいるということで、その人たちとどうかかわっていくのかというのが非常に地域の方々の悩みなんですね。それで、先ほどの町長の1回目の答弁にあったようなことを各地域で今、一生懸命頑張ってはやっているんです。私たちの地域でも生き生きサロンなんていうのをある程度定期的に開いて、昼食会だとかそういうのをやって、女性部の方に大変頑張っていただいて、協力をしてもらっているんですけども、やはり、そこに参加されている方は、やっぱり限られたお年寄りなんです。結果的には、それにもうほとんど出てこない、どういうことをやっても出てこないという人も結構いるんですよ。そういう人たちにどこまでかかわっていいのかということが、やっぱりこの間のあみかであった会議でもそういう話がたくさん出てくるんですよね。

そうすると、今はプライバシーだとか何だとかということで、もうどこまで踏み込んでいいのかということで、おれたちこうやってやっているんだと、そして地域ごとに3人、5人のグループをつくって、1軒、1軒訪問して、そして大丈夫かいとかどうだというような話を聞いてくるんだけれども、それをやっていいものなのか悪いものなのか

という問題も今出てきているんです。そういうことを考えると、行政と、それから地域の者との連携がすごく大事になってくるし、それから、その情報が、地域の人が把握できないというジレンマもたくさんあるんですよ。そして、その人が何かあったときにどこへ連絡すればいいのかとか、そういうことさえも把握できない人が地域に今たくさんいるんだというような状況で、各自治会長さんたちも非常に苦労しているようなんです。そういうあたりで、今後どういう、地域と、今回、命のバトンがちょっと残念だなと思っているんですけども、ああいうものを使えるようになってくれば、ある意味、下手をすれば1人では暮らせない人なんかも結構、その中にいるんじゃないのかなと。かえって介護度1だと2だと、高血圧の薬飲んでいるような人がそういう情報をきちんと知っておくほうが大事だと思うんですよね。そういうことを考えると、ちょっと介護度で決めてしまっているということには、私ちょっと納得いかないんだけれども、その辺はどういう考え方からこういうふうになったのか、ちょっと説明をお願いしたいというふうに思います。

議長（南谷議員） 保健介護課長。

保健介護課長（久保課長） 高齢者の福祉対策の問題についてでございますが、質問者がおっしゃられるとおり、町長の答弁と重なる部分につきましてはなるべく省略をさせていただいて、单刀直入に申し上げたいと思いますが、どうやってもいろんな事業に参加をしてこない方々、それはどこの地域にもたくさんいらっしゃいます、私どももそういった方々の情報や現況把握をどうしていくのかというところが、公的サービスを提供する側としても、それから地域で見守りが可能な方々にとっても、その情報把握というのは非常に難しいという現状にあるというのはそのとおりだというふうに思っております。

一昨日、これは釧路新聞でございますが、中標津で社会福祉協議会の主催事業として、認知症になっても安心して暮らせるまちづくりを目指してという講演会が取り組まれたと。そこの講師の方が十勝管内本別町の地域包括支援センターの所長補佐、飯山さんという方なんですが、一昨年、町議会の視察に私も本別町に同行させていただきました。その中では、本別の実態としまして、あそこは町内会と言っているのですが、町内会の事務局を社会福祉協議会に置いて、町内会の連合会として地域の見守り、支援というものを連合会の事業として取り組んでいる。現状、すべての地域ではないという前置きはありましたが、そういう取り組みがされている。その中では、認知症で徘徊をされる高齢者のSOSのネットワークも連合会の事業として組んでいるというようなお話をございました。それから、先ほどお話をありました、高齢者のお宅を訪問をして何をするのかという意味では、話し相手になったりという、これはボランティアの方々ですけれども、安らぎ支援員みたいな位置づけの中で訪問、見守りをやっている。加えて、年代の近い方々ということで話し相手にもなる、それから、介護家族の用事があるときには、その肩代わりとしてお年寄りの見守りもするというような役割を持った方がいらっしゃいました。

私どもも、同じことをすぐできるという状況にはございませんが、近い将来の構想と

しましては、そういうシステムづくりというものも必要だというふうに思っておりま
すし、今、社会福祉協議会で取り組んでいただいている元気いきいき教室でありますとか、それから、先ほどありました助け合いチームの生き生きサロン、こういったさまざま
な事業の組み立てを総合した中で、できれば総合型ではなくて、地域の人たちを
利用した予防教室みたいなものの展開というものもこれから必要になってくるなとい
うふうに思っております。そういう意味では、地域の協力いただける体制として、これか
ら一緒に勉強させていただく課題がたくさんあるなというふうに思っております。

それから、命のバトンの部分であります、今回、介護度3以上の、それから障害の
ある方でも高齢者世帯のみの方、それから重度の難病の方々を対象にということでスマー
トをさせていただきます。おっしゃられているとおり、1、2の方々もいらないということ
ではございません。年次的に進めていくという体制の中では、高齢者全体を対象に
したというスタンスの中で進めていきたいというふうに思っておりますので、その際は
また地域のご支援をお願いをしたいというふうに思っておりますので、よろしくお願
いしたいと思います。

議長（南谷議員） 10番、谷口議員。

谷口議員 今、課長のほうから説明あったんですが、やはりこの地域の人たちが、本当に一生懸命頑張っているんですけど、非常に、お互いこういうことを知りたいということに対するやっぱりアドバイスというか、的確な、情報を全部教えれとは言いませんけれども、この程度はできるんですよということは、やっぱり自治会等で質問等があつた場合には答えられるような体制をとってほしいというふうに思います。

それと、命のバトンなんですけれども、さっき私、高血圧とかと言つておりましたけ
れども、慢性的な疾患を持った方が、やっぱり突発的な事故等がありますから、そういうことに対する対応は、やっぱりこれはすごい有効だと思うんですよね。そういう点でやはり、そういう慢性疾患を持っている方々に対しては、やっぱりきちんと、早期に
対応できる状況にあるというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

議長（南谷議員） 町長。

町長（若狭町長） お答えをさせていただきます。

私の第1回目の答弁で高齢者対策についてのお話をいたしましたが、今さらにご質問
ありましたが、そのとおりと思っております。そういうことで計画を進めさせていただきたいと思
います。

また、命のバトンでございますが、先進地、もう既にやっているところもございます
ので、それも参考にと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

議長（南谷議員） 以上で、10番、谷口議員の一般質問を終わります。

次に、11番、大野議員の一般質問を行います。

11番、大野議員。

大野議員 平成22年厚岸町議会第1回定例会におきまして、先に提出しておりました通告書のとおりご質問をさせていただきたいと思います。

次の3点についてご答弁をいただきたいと思います。

まず一つ目は、農道整備についてであります。

国の事業仕分けで農道整備が廃止となりましたが、現在手がけている工区はどうなるのか。今後、その見通しはどうなっていくのかを伺いたいと思います。

続いて、第2番目に太田農村公園についてであります。

公園内にスケートリンクがございますけれども、現在、使用されていません。景観や安全面、衛生面から見ても埋め立てをしたほうがいいと思うが、今後どのようにしていくのか、この考え方を示していただきたいと思います。

三つ目でございます。学校給食センターについてでございます。

平成22年度から建設に着手すると聞きましたが、場所の選定理由について、教育委員会等の見解はどうなっているのか。

この3点についてご答弁をいただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

議長（南谷議員） 町長。

町長（若狭町長） 11番、大野議員の質問にお答えをいたします。

1点目の農道整備についてのお尋ねですが、国の事業仕分けで農道整備事業廃止となつたが、現在手がけている工区はどうなるのか。さらに、今後の見通しはどうなるのかであります。農道整備事業につきましては、国は、議員ご承知のとおり、行政刷新会議の事業仕分けにおいて廃止事業とし、22年度政府予算にも計上しませんでしたが、事業廃止及び見送りとされた事業で既に実施されている事業の継続費として、農産漁村地域整備交付金1,500億円を予算計上しました。

一方、町における農道整備事業は、21年度まで太田第2地区集乳道整備事業、別寒辺牛地区一般農道整備事業の2事業で実施をいたしております。農道整備事業の廃止により、一時は事業の中止も懸念されましたが、交付金での事業継続となり、平成22年度においては、太田第2地区では当初予定の事業費が7,000万円から4,500万円、別寒辺牛地区が2億円から9,000万円へと事業が圧縮されました。継続できることとなりました。

今後の交付金の配分にもよりますが、太田第2地区については、何とか平成23年度で事業完了できる見通しでありますが、別寒辺牛地区については、平成25年度完了は難しい状況となっています。

次に、今後の見通しでありますが、現在継続中の事業については事業完了が約束されていますが、新規の農道整備については、単独事業での実施はできなくなり、他の草地畜産基盤整備事業などの中で整備するしかありません。しかし、この事業要件として、受益農家が整備する道路に張りついていることが条件であり、今後の整備計画を考えますと、厳しい要件となっています。

のことから、農道整備が新たな事業として採択されるよう関係機関に要望していくたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと存じます。

続いて、2点目の太田農村公園についての質問がありますが、公園内にあるスケートリンクを今後どのようにしていくのか、その考え方を示してほしいとのお尋ねであります。太田農村公園は、農業に従事する太田地域住民の憩いの場として、農村基盤総合整備事業により平成3年度から事業に着手し、平成9年度に完成しております。

ご質問のスケートリンクは、平成6年度に3,980平方メートルの池を改修整備したもので、公園内の湧水処理や雨水調整池の役割のほか、学校教育の一環として自然観察にも利用され、冬季にはスケートリンクとして活用されておりましたが、池内の水の濁りや草などにより利用されなくなり、地域のパークゴルフ愛好者からは池を埋め立てて芝を植えるなどの改修を望む声が上げられ、平成17年12月、厚岸町議会第4回定例会においても同様な意見が出されております。

このような状況を踏まえ、町の対応としては、太田農村公園は国の補助事業により整備がされていることから、耐用年数の20年間を経過するまでは現状の池に手を加えるには国の許可が必要であるため、まずはその許可を得るために、窓口である釧路支庁と協議を進めてまいりまして、平成19年4月20日付で財産処分承認申請書を釧路支庁、北海道を経由し、農林水産省へ提出しております。その後、平成20年4月2日に農林水産省から承認申請の再提出を求められ、同年4月7日付で再提出しておりますが、なかなか許可がおりてこないため、平成21年8月28日に北海道から農林水産省へ財産処分事務にかかる早期対応の要望を上げていただき、現在、許可がおりるのを待っているところであります。

今後の進めでありますが、公園づくりは行政主導の計画ではなく、地域の人たちとともに考え、ともにつくる、協働による公園づくりを実践することが大切であります。国へ提出した財産処分承認申請に当たっては、埋め立てを前提に申請を行っておりますが、その後、花壇やビオトープとしての利用など、いろいろな方法の視点から利用方法を検討すべきではないかとの意見も出されており、本当に地域にとってどのようにすることが望まれているのか、地域の人と話し合いを持ち、地域の人に愛される公園を、地域の人たちとともにつくり上げてまいりたいと存じますので、ご理解をいただきたいと思います。

3点目の学校給食センターについては、教育長より答弁があります。

議長（南谷議員） 教育長。

教育長（富澤教育長） 11番、大野議員のご質問のうち、私から3点目の学校給食センターについて、平成22年度から建設に着手すると聞くが、場所の選定理由について教育委員会の見解はどのようになっているかとのご質問にお答えいたします。

先にお示しした平成22年度教育行政執行方針でも触れさせていただきましたが、22年度、23年度の2カ年事業として、学校給食センターの建設事業に着手いたします。

梅香1丁目の現在の学校給食センターは、昭和47年に建設した施設で、建設後38年となり、相当老朽化が進んでいます。さらに、建設面積は408平方メートルで、調理場等も非常に狭く、食器などの保管場所にも苦慮している状況にあります。

これらのことから、教育委員会としては、新たな学校給食センター建設が当面の大き

な課題でありました。このため、平成19年8月に関係課が集まり、給食センターの今後のあり方検討会を組織し、その中で教育委員会として、新たな給食センター建設のための考え方を示しました。

新しい学校給食のあり方として、食育を重視する考え方から、中学校として移転する潮見高校の武道館を改修し、給食調理場を整備し、近隣校分の給食を貯う親子給食方式の実施について検討を行いました。

親子方式を実施するに当たっては、厚岸町の地理的条件から、湖北、湖南に2カ所の調理場が必要となります。この調理場を衛生管理等の規制に沿った施設にするためには、教室の改修では対応できないため、新たに2カ所の施設を設置しなければならず、相当の費用を要すること、さらに、維持管理費も2施設のため増加すること、このようなことから、町の財政負担が大幅に増加することとなるため、親子方式は断念することとなりました。

のことから、新しい学校給食施設についても、センター方式により運営することとして、1日1,000食の学校給食を提供することを想定し、施設規模は上限で1,200平方メートル程度、敷地の必要面積は3,000平方メートル程度として、この施設の建設が可能な町有地を検討していくこととしておりました。

この計画に基づき、現在地での建てかえをまず最初に検討を行ったところであります。現在地は、敷地面積が2,300平方メートルで、敷地のほぼ中心に現在の建物があるため、この場所に建設を行うには建物を解体して建てかえを行わなければならず、一定の期間、給食の提供がストップする等の問題がありました。このため、他の町有地で3,000平方メートル程度の面積条件を満たす土地の選定を進めることとしました。

1カ所目は、宮園1丁目、情報館隣であります。この土地は、敷地面積は十分ありますが、鉄道用地に沿った変形した土地であること、さらには、万が一の災害発生時には海岸に近く、被災するおそれがあること等が問題として上げられました。

次に、2カ所目ですが、白浜4丁目、心和園の入り口付近であります。ここも敷地面積は十分確保できます。しかし、都市公園のため公園用地の変更、移設が伴うこと、また、埋立地のため地盤強度には不安があること、さらには、下水道処理区域外のため浄化槽工事が必要となること等の問題点がありました。

3カ所目は、白浜3丁目、農業共済組合横で、旧独身寮の跡地であります。ここの敷地は全体で約2,700平方メートルで、比較的町内の中心に位置し、道道に面しております。また、下水道処理区域内でもあります。現在は釧路支庁農村振興課厚岸監督員詰所として町有地の一部を使用していますが、この詰所については、釧路支庁農村振興課に対し、道営農道整備事業完了時には解体撤去することを強く要望しているところであります。

教育委員会といたしましては、新たに建設する給食センターは必要最小限の規模での建てかえを考えておりますが、食のアレルギーに対応するための調理スペースや、さらには食育のための研修スペースを確保するなどし、最終的には750平方メートルの建設面積となる計画であります。

こうしたことから、梅香の現在地を含めた4カ所を建設予定地として検討した結果、教育委員会といたしましては、白浜3丁目を最適地として選定いたしました。

この選定した結果につきましては、関係課との協議の場においても説明し、理解をい

ただき、最終的な建設予定地を白浜3丁目町有地として設定したところでございますので、ご理解をお願いいたします。

議長（南谷議員） 11番、大野議員。

大野議員 2回目の質問をさせていただきたいと思います。

まず、農道整備についてでございます。

国では、皆さんご承知のとおり、刷新会議の事業仕分けで農道整備廃止と去年のうちから報道なされたわけでございますけれども、果たして当町では、現在2カ所の太田第2集乳道と別寒辺牛地区の農道整備事業が着手されております。果たしてこれは一体どうなるのかなと、まず疑問に思って今回質問させていただいたわけなんですけれども、先ほど町長の答弁では、太田地区の農道整備については何とか予定どおり23年度事業で事業完了できる見通しであると言われたんで、今年度、7,000万円の予算が4,500万円まで引き下げられたんですけども、残りあと、22年度と23年度、2カ年で完了させるということですねで、何とかこれ、めどが立ったのかなって思っている次第でございます。

あと、残りの別寒辺牛地区の整備につきましては、3カ年の実施計画も載っておりますけれども、25年度までと一応なってたんで、どうなのかなと思ったら、やはり毎年の予算が多分削減されて、もっともっと事業年度が延びるのかなと。少々延びても、これ、完了してもらえばいいんですけども、この予算のくくりに、これは何年続くかわかりませんけれども、お金がちゃんと来るのかどうか、まずお聞きしたいなど。

議長（南谷議員） 産業振興課長。

産業振興課長（高谷課長） ただいまのご質問でございますけれども、道営太田第2地区集乳道整備事業につきましては、総事業費3億8,000万円を見て、平成19年から平成23年の予定で施工されております。平成21年度までにどのくらい整備されているかといいますと、平成19年から平成21年で2億7,800万円ほど施工済みでございます。ですから、残りの工事額としましては、1億円程度でございます。

当初、北海道は平成22年度の事業費を7,000万円という予定をしておりましたけれども、国の刷新会議の影響がありまして、今回、新年度に予算計上しております4,500万円を予定しております。ですので、残り23年度につきましては、22年度4,500万円を消化できますと、残りは5,500万円程度ということで、何とか23年度中には終了できるものではないかと期待しております。

それと、議員ご心配の道営別寒辺牛地区道路整備事業につきましては、平成20年から平成25年の予定で、当初、総事業費7億円の予定で着工されました。実質的には、平成20年については調査設計で、21年度当初、北海道は20億円の事業で施工するという予定でございましたけれども、詳細設計をまた21年度に行いました結果、用地確定だとか、それから設計の内容が、結局、議員ご存じのとおり、町道別寒辺牛11号道路、それから町道若松間道路、若松集会所までの道路約5.3キロでございますけれども、起伏がかなり激しい路線でございまして、用地確定等路線の問題もありますけれども、道路の高さの関

係上、切り盛り土が発生してきます。なるべく起伏の少ない道路形態でということで設計されておりまして、用地確定の関係上、いわゆる道路農地の改良工事に盛り土工事がかなり出てきます。そのために、本来であれば用地がすべて確定していれば、勾斜が減つていれば、切った土を使うと、そして施工していくという状況が考えられたんすけれども、用地確定がなかなか進まない状況でありますと、別なところから盛り土の部分を持ってきますと、国の予算ですので、会計検査上も含めまして、無駄なお金を使わなければならぬということで、今年度につきましては600メーターの施工でとどまりました。その予算が4,000万円ほどかかりまして、実質上6,000万円の工事ができなかつたという内容でございます。

全長5.4キロの状況ですんで、平成22年度は北海道は2億円の予定で事業を予定していましたけれども、先ほどと同じく国の行政刷新の配分の影響を受けまして、55%減の9,000万円の事業費予定の規模となってございます。

今後の見込みですけれども、現在継続中の事業につきましては事業完了が約束されているということでございますので、私どもも関係機関に強く要望してまいりますので、ご理解いただきたいと思います。

議長（南谷議員） 11番、大野議員。

大野議員 今、課長の説明で状態がわかったわけなんすけれども、太田第2地区の集乳道は来年度で多分完了できるという見通しでございますのでいいんですけども、別寒辺牛、全部まだ用地買収とか終わってないんですか、これ。

議長（南谷議員） 産業振興課長。

産業振興課長（高谷課長） 年度、年度で用地買収は先に済ましていくということで道は考えてますけれども、来年のところを用地確定しまして、それによってまた詳細設計をして、引き続き用地確定を順次行っていくという状況で、すべてが全部終わっていて事業着手しておりません。いわゆる用地確定も含めて7億円の事業の中に含まれておりますので、そういうことでご理解いただきたいと思います。

議長（南谷議員） 11番、大野議員。

大野議員 僕はこの、先ほど5.3キロの全区間を買収終わってから全部工事やっていくのかと思ったら、単年度ごとに買収して、工事区間、今年500メートルだよといったら500メートルのところだけ用地確定して、そこを切り土とかしていって事業するっていう今は仕組みなんですか。

議長（南谷議員） 産業振興課長。

産業振興課長（高谷課長） ちょっと私の説明が足りなかつたみたいで、年度ごとにやる

分だけずつやるということでなくて、用地交渉を進めながら、ある程度、2年、3年先を確定しながら、来年度の内容によって進捗させていくと。ですから、その都度ずつ細かくやっていくわけではございません。先を見通しながら、用地確定をしながら、調査設計をやりながら、事業費の規模等を絡ませながら事業を遂行していくということあります。

以上でございます。

議長（南谷議員） 11番、大野議員。

大野議員 わかりましたけれども、これ、大体、別寒辺牛の農道については、完成は何年ごろになるという見通しなんでしょうか。

議長（南谷議員） 産業振興課長。

産業振興課長（高谷課長） 現在までのところ、総事業費7億円でございますので、平成21年度完了で12%概ね完了しているわけでございます。このままでいきますと、その年、その年の事業費の張りつけによって延びていくことは考えられます。何年ごろというのを私ども言える状況ではございません。今回につきましても、2億円を予定していて、約2,600メーター改良していこうという22年度の北海道の要望でございましたけれども、9,000万円に激減したということで、逆算しますと、2,600メーター改良できるものが1,100メーターぐらいという状況でございますので、今ここで何年に完了できるかということは述べる状況ではございません。その辺、理解していただきたいと思います。

議長（南谷議員） 11番、大野議員。

大野議員 課長の話を聞いていて、わかるんですけれども、これ、改良工事して、すぐ舗装を施工していかないと、改良工事だけやっていて7年も8年も後に舗装工事やるといつたら、改良した工事が意味なくなって、またやり直しということになりかねないんで、ぜひ仮工事した後はすぐ舗装を打っていくという手法でやっていただきたいなと思いますけれども、どうでしょうか。

議長（南谷議員） 産業振興課長。

産業振興課長（高谷課長） 今、議員おっしゃられたとおり、そういうことが考えられまして、今までの整備の状況の中でも、北海道の支庁の技術とそういうやりとりをしながら、手戻りがないような道路の整備ということで考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

議長（南谷議員） 11番、大野議員。

大野議員 農道整備については概ねわかりましたけれども、1年でも早く完了できるような、国、野党に対して予算をいただけるよう、町長からも切に要望していっていただきたいなと思います。

次に、農村公園のスケートリンクの埋め立てのことに入らせていきたいと思いますけれども、答弁によると、現在、国の許可がおりてくるのを待っているところですと。平成17年12月に今の議長であります南谷さんの方から多分これ、僕もちらっと見ていましたけれども質問していただいて、その後、経過が4年ちょっとたって、現在、今までどうなっているのかなということでお聞きをしたんです。

幸い、今のところ、放っておいて、パークゴルフやりながら事故も何も起きてないんですけども、まず、毎年建設課のほうで雑草を除去してもらっていますけれども、あれも大変な仕事だなど。いっそのこと、これがなかったらこんな仕事しなくて済むになつて単純に思うところなんですけれども、まずやはり、雑草と、あと、害虫というか、蚊とかが多いという苦情が多いのと、やはり、最近、農村公園でパークゴルフをやる方が非常に多くて、万が一水の中にボールが入つて、それをとろうとして、余りいないのかもしれませんけれども、そこで傷ましい事故なんて起きたら大変だなということで僕も気にはなつていたんです。国のほうでどう考えているのかわからないんですけども、公園の耐用年数が20年ってお聞きして、これはなかなか許可がありてこないのかなって思うんですけども、これ、だけどやっぱり、事故が起きてからでは何事も遅過ぎるんで、町としてはやはり、埋め立てをすべく何らかの方法を強く道から国に言つていただけるような、何回もしつこく言つていれば、そのうち何とかしてくれるのかなという気はしないでもないんですけども、その辺どうなんでしょうか。

議長（南谷議員） 町長。

町長（若狭町長） お答えをさせていただきます。

農村公園の前に、農道整備の事業に対する要請もありましたので、私もさらに道、国等に強く要請をしてまいりたいと、そのように考えます。

また、太田農村公園の件ですが、今、大野議員からご質問がございましたとおり、この公園は、本当に地元に愛されている公園でございます。草刈りを行うなど非常に良好な状況をみずからつくっている公園として、私は、地元の皆様方に心から感謝を申し上げるわけであります。

そういう中で、第1回目の私の答弁でお話しいたしましたけれども、農水省から手を加えることに対する許可申請がまだおりてこないという状況であります。許可が速やかに有るよう、さらに私自身も努力をさせていただきたいと思いますが、その結果においては、地域の皆さん方が要望される声にしていきたい、そのように考えております。そのためには、地域の皆さん方と十分に話し合いのもとでの公園づくりをさせていただきたい、このように考えておりますので、よろしくご理解いただきたいと存じます。

議長（南谷議員） 11番、大野議員。

大野議員 只今町長から非常にご丁寧で前向きな回答をいただいたので、是非、多分、あそこは本当に地域を挙げて保守管理をして、僕も本当に頭の下がる思いなんですけれども、自分たちが使う公園は自分たちの手でやっぱり管理しようというみんなの熱い思いだと思うんです。そして、やっぱりパークゴルフ同好会から等々の要望もあって、この池といいますかスケートリンクを埋め立てて、子供たちの遊べる広場にしてほしい。その使い道は地域の方々と話し合いをしながら、使い道については今後どうしていくのかを考えていく、それが本当の町長のおっしゃっている協働のまちづくりなんではないかな、そのように思うんで、ぜひ許可があり次第、速やかにやっていただきたいなと思いますけれども、先ほど町長に答弁していただいたんで、そのようになると思うんすけれども、そういうことでお願いをして、次の学校給食センターのほうに入らせていただきたいと思います。

経過を聞いたんですけれども、僕がなぜこんな質問をしたかといいますと、ここに、白浜3丁目ですか、あそこはみんな多分ご承知のとおり、農業共済組合の事務所がありまして、その反対側には三ツ輪のコンクリートの工場があって、その間に挟まれている土地ですよね。そこで、家畜診療所とコンクリート工場でこれ、コンクリート工場は何か施設も新しくなったみたいですねけれども、粉じんとかいろいろな問題が起きてこないのかなってぱっと思ったんですよね。その辺が教育委員会として、場所を見に行って、その事業所なりの様子なりを聞いたりして個々に選定したのかなと思ったんですけれども、その辺はいかがなんですか。

議長（南谷議員） 管理課長。

管理課長（須佐課長） お尋ねのありました白浜3丁目の確定の関係での付近の状況なんですが、私ども、付近の状態もわかっておりまして、今回の計画づくりに当たって、釧路保健所さんとも十分相談をさせていただきました。そういう隣地の条件があるんですが、保健所さんいわくには、何もないところに建物ができるのであれば、それは一番いいことなんですけれども、そういう土地ってほとんどないですよねと。都会でもいろんな、さまざまな隣地の条件がある中で食品工場があるということもありますから、当然、この中で調理をするに当たっては、窓を開けてするということは絶対あり得ないことでありますから、そういう今の現状の中では、この土地の中で建物を建てて、そこで給食をつくるということについては、何ら問題ないということをいただいておりますので、私どもも十分注意をしながら建設にも当たっていきますし、その中の作業を行うことになると思いますが、そういう中では付近の状態について相談しております、そういう見解をいただいておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

議長（南谷議員） 11番、大野議員。

大野議員 僕、次に保健所等々の意見はどうなっているんだとお聞きしたかったんですけれども、先に言われてしまって、保健所のお墨つきとは言わないですけれども、だけど、僕は、一番最初やっぱり心和園の方とか、あっちの方の何もないところに建設した

ほうがいいんじゃないかなって個人的には思ったんですよ。何か厚岸町の施設って点在していますよね。病院がそこにあって、福祉センターがあっちにあってとか、いろいろばらばらで、いろいろなそれは要件あるんだろうけれども、他町村へ行ってみると、施設が固まっている町村っていっぱいありますよね。学校の隣がすぐ給食センターであったり、何かそういうふうな、固めてって、災害時のこととも考えて、それはいいか悪いかちょっとわかりませんけれども、そういうふうな方向にするのかなって。もししくは来年、1年待てば多分、真龍中学校が潮見高校のほうに移転するんで、真龍中学校のあの場所だって空くんじゃないかなって。

何か、いろいろ考えれば広いとこっていっぱいあるような気がするんですけども、お金が伴うことなんで、下水道引っ張る区域でないとかいろいろ書いてありましたけれども、僕は、どう試算したのかわからないんですけども、かなりの金額なんで、せっかく建てるにはやっぱり、今建っている事業所に迷惑のかからないようなところで建設したほうがいいんじゃないかな。万が一ですよ、食中毒事故が起きたりすると、やはり隣にこれがあるからだとかってまず根拠なく言いがちですよね、意外と。そういうことのないようにやっぱり、何か建てて議会側も認める、議決を経て承認されるので、後から建てるので、やっぱり問題の少ない方法を選んだ方がいいんじゃないかなって僕は第一に思ったんですけども、その辺はいかがでしょうか。

議長（南谷議員） 管理課長。

管理課長（須佐課長） 用地の選定に当たりましては、教育長の答弁の方からも4地区についての検討の状況についてはお答えさせていただきましたが、今お尋ねありました真龍中学校の跡地、真龍中学校がこの後、潮見高校の閉校後の校舎に移転するということが確定しております、その真龍中学校の跡地を使うことはどうなんだろうかということが、我々も考えましたが、都市計画上の用途区域の変更をしなければならないという作業が出てくるということもありましたし、そういった中での、あと下水道の関係、まだ相当距離が、引かなきゃならないということなどもありました。さらに、その用地は、また違う形での利用もできるということもありまして、こういった中での具体的な検討の中には含まれておりませんが、今現在、まだ使用中の学校でありますので、今造るとすればグラウンドを使わなければならぬということが、22年度からやるとすればそういった状況も起きてくるという中での選択肢には入ってこなかったということありますので、ご理解をいただきたいと思います。

議長（南谷議員） 11番、大野議員。

大野議員 予算の目途が何とかなるから平成22年度から建設したいっていうふうになつたのか、そのいきさつはちょっとわからないんですけども、現給食センターって、あと1年、2年もたないというか、使用することは可能なんですか、不可能なんですか、その辺を。

議長（南谷議員） 教育長。

教育長（富澤教育長） 現在使っている給食センターですから、1年もつ、2年もつという問題ではないというふうに思います。ただ、ご存じのように、以前に食中毒の事件が発生した折にも文部省から視学官が見えて、こんなに立派な庁舎に入っているのに給食センターを建てかえないとはどうしたことなんだというふうな話も来て、非常につらい思いをしたというふうなこともあって、ぜひ早く建てかえたいというのは私たちの念願でありましたし、そういう意味で、先ほどいろいろな箇所、ご指摘ありますけれども、先ほど言ったように、地盤が不安であるというふうな要素もありますし、ほかのところにはそれぞれ、もちろんいいところもあるんですけども、それなりにやはり、私たちが検討した中では使えない欠点というのもあって、現在のところを選定させていただいたというふうな経緯であります。

そして、一つには給食センター 자체が都市計画の中では食品工場という扱いになります。ですから、基本的には学校の敷地内につくるということも、建築上の問題から言うと問題があるということなんです。というのは、これは、給食室をつくるのと給食センターをつくるというのは同じことではないということなんですよ。その上で言いますと、学校に併設している場所もあるんですけども、なかなか、そういうことも建築上許されない部分もあるというのもご理解いただきたいというふうに思います。

議長（南谷議員） 11番、大野議員。

大野議員 納得、なかなか、答えれば、いろんな答弁が返ってくるんですけれども、法的とか何とか言われたら全然わかりませんけれども、これからだんだん学校が多分、児童数が少なくなってって、統合されてって、数少なくなってきますよね。当然、多分、厚岸小学校、真龍小学校、それと郡部どれくらい残るかちょっとわかりませんけれども、多分この二つが核となって、将来的にはですよ、現人口の推移からいくと多分なってくるんじゃないかなっていう、こんな、不適切な発言かもしれませんけれども、そうなってきたときにはやっぱり、僕は法整備、緩和とともにやっぱり考えていただいて、やはり近くにでもつくるのがベストかなって思うんですけども、それは置いておいて、まず、僕は白浜3丁目というのはやっぱり、家畜診療所、そこでほとんど、見た方はいるかと思いますけれども、毎日のように牛の手術されています。家畜舎もほとんど毎日のように来歩いて、ちょっとイメージ的な、根拠は何もないんで、見た目の問題で、なんかその横で子供たちの給食をつくるっていうのは、どうも納得いかないなって思うんですよね。根拠は何もないですよ。菌が浮遊しているとかそういうのはわかりませんし、ただやっぱり、以前も食中毒あったんで、二度と起こしてはならないし、またそういう管理も、新しい施設ですから、滅菌状態の中でやるというのはまず不可能かもしれませんけれども、先ほど答弁にもありましたとおり、窓を開けてだれも料理は作っていない、そのとおりだと思うんですけども、何となく町民から見て、イメージ的に、コンクリート工場と診療室が両隣にあって、いかがなものなのかなって、本当に疑問に思う点なんですよね。課長とか教育長、思いませんか。

議長（南谷議員） 管理課長。

管理課長（須佐課長） 今言われましたとおり、家畜診療所での稼働の状態も聞いておりましたし、たまたま出くわしたこともありました。そういう中での、頻繁に診療が行われているということ、さらには、言われましたように、反対側の隣にはコンクリート工場があるということはわかっていたことなんですかけれども、今回の建設に当たっての候補地として、面積的にもそういった意味で、町の中にある程度の用地があるということで、21年度の中で独身寮や職員住宅の解体が進みまして、一団の土地としての利用ができる形態になってきたということ、さらには、裏山には牧場として民間の酪農の経営も行われているということもありますが、いろんな話も聞こえてきました。ハエがたくさんいるんではないかとかいった声もありましたが、やっぱり、我々としては、前段言いましたとおり、施設としてはそういうことが起きないような施設を建設していく、もちろん、今回造るに当たっては、そういうことが起きないような施設を造っていく考え方でありますし、これまでの選択してきたいろんな調理場の中での適地ではないかという判断で今回決定をさせていただいたところでありますので、ご理解をいただきたいと思います。

議長（南谷議員） 11番、大野議員。

大野議員 平行線のままと言えば平行線のままで、僕が最初に言ったように、心和園の方に持っていたときのお金の、何億かかるという試算は一応してみたんですか。試算した額があったら参考に教えていただきたいと思うんですけれども。

議長（南谷議員） 管理課長。

管理課長（須佐課長） 心和園の、先ほど説明いたしました、今現在、都市計画の公園用地として使っている部分ですが、そこを適地として選択した場合に、必要な事業としては、要するにやらなければならない事業としては、浄化槽の設置が、恐らく給食センターの場合は二つほど必要になるということ、さらには、前段、説明の中にもありましたとおり、埋立地であるがゆえにボーリングの数もふえるだろうということなどがありました。そういうことでの事業費が嵩んでくるだろうということがありました。

先ほど説明するのを忘れてしまいましたが、今年度、真龍中学校として使用していくために潮見高校の改築設計にかかります。20年の8月段階で、潮見高校を、我々ちょっと行って、見せてもらいました。教育長の説明の中にありましたが、親子給食を考えたらどうかという前提に立っておりましたので、潮見高校の奥のほうにあります武道館、ちょうど武道館が面積的には360平米ぐらいあります、現在の給食センターは480平米ですから、ちょっと小さいんですけども、同等面積程度の武道館が奥のほうにあります。武道館を改築をして、そこに給食調理場というか、親子給食の、真小、真中、太田等の給食を賄うための拠点としての施設を造ろうということも考えました。

こちらのほうの区域でいきますと、約600食の子供の給食な物ですから、そういうところを改修しながらできないかということを想定したんですが、やはり相当な大規模な改修が必要になりますし、新しい施設をつくると同等に、衛生的な施設を造るためには、今の給食センター、ご存じだと思いますが、白線を引いて、こっちからこっちは行ったらだめだよというような形式をとっている給食センターでは今は許可できないものですから、すべて壁でくくって、それぞれの作業場を1部屋、1部屋つくらなければならぬという形での新たな施設が必要になります。そうなると、今言った親子方式を湖北と湖南の両地区に造るとなると、2カ所の給食調理場が必要だというのと同じような形になってくるということ、幾ら改修といつても、そこにできる施設が新しいものとしてでき上がったときに、校舎との耐用年数の問題が恐らく出てくるだろう、差が出てくるだろうということなどがありまして、今、潮見高校に、そういった併設する給食調理場を設けて親子方式でやることを検討したところであります、それはやはり、かなりな財政負担が伴うということでの検討結果も説明させてもらったとおりであります。そんな中での今回の決定であります。

心和園の方の土地の問題については、そういったさらなる財政負担が伴うということを検討したところであります。

議長（南谷議員） 11番、大野議員。

大野議員 僕が聞いたのは、心和園の方の、同じ白浜町だろうとは思うんですけども、その公園のところに建てるとしたら幾らくらいのお金がかかるんだということを聞いたんですけども、試算したのかしないのかわからなかったんですけども、いずれにしても、教育委員会としてはここに決定を一応したということで、これは平行線のまま堂々めぐり、変えれと言っても多分そうにはならないということで、食中毒事故などの起きたときにも周りに迷惑をかけないように、起きたときというか、これ、起きるだろうなんていうことは言っちゃいけないんですけども、何事があってもやはり、町がちゃんと責任を持って最後まで、もちろん面倒見るだろうし、ほかの事業所にも迷惑をかけないんだという、そういう気持ちで新たな建設をするんで、そういうことが確約できればいいのかなって、そういう認識でよろしいんでしょうか。

議長（南谷議員） 教育長。

教育長（富澤教育長） もちろん、センター建設に当たりましては、隣接地等にある施設等の部分が直接的に影響があるということは私どもも考えておりませんし、そのことによる危険性が高まるというふうな認識は持っていないということでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

議長（南谷議員） 以上で、11番、大野議員の一般質問を終わります。

以上で、本定例会に通告ありました8名の一般質問を終わります。

再開を午後3時30分とし、本会議を休憩いたします。

午後 3 時03分休憩

午後 3 時30分再開

議長（南谷議員） 本会議を再開いたします。

日程第 3、議案第23号 固定資産評価審査委員会の委員の選任に対する同意を求める
ことについてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（若狭町長） ただいま上程いただきました議案第23号 固定資産評価審査委員会の
委員の選任に対する同意を求めるについて、その提案理由をご説明申し上げます。

本町の固定資産評価審査委員会委員であります小嶋孝氏は、昭和55年4月1日から9
期30年間、この任に当たっていただいておりましたが、本年3月31日をもって任期満了
となりますので、地方税法第423条第3項の規定によりまして、後任の委員に次の方を選
任しようとするものであり、議会の同意を求めて提案するものであります。

住所、厚岸郡厚岸町住の江1丁目94番地、氏名、延原実、生年月日、昭和23年5月7
日、性別、男、職業、無職。

なお、同氏の学歴及び職歴につきましては、次のページに記載のとおりであります。

以上、簡単な説明であります。ご同意賜りますようお願い申し上げます。

議長（南谷議員） これより、質疑を行います。

（なし）

議長（南谷議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は、人事案件であります。したがって、厚岸町議会会議規則運用内規54にありま
すとおり、討論を省略し、本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

議長（南谷議員） 日程第4、議案第24号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約
の変更について、議案第25号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について、議
案第26号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について、以上3件を一括議題といた
します。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

総務課長（佐藤課長） ただいま上程いただきました議案第24号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について、議案第25号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について、議案第26号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について、以上3件につきまして、改正の内容が概ね同様の趣旨でございますので、一括ご説明申し上げます。

恐れ入ります、議案書3ページをお開きいただきたいと存じます。

まず、議案第24号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更についてでございます。

北海道町村議会議員公務災害補償等組合は、北海道町村議会議員等に対する公務災害補償等に関する事務を共同処理するために、道内の町村、一部事務組合及び広域連合をもって組織する団体で、地方自治法第286条第1項の規定により、一部事務組合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体など組合を組織する団体の協議により、これを定めることとされております。

同法第290条の規定により、その協議について議会の議決を求めるものでございます。

このたびの規約の変更については、3団体の解散、脱退、1団体の名称変更によるもので、2月1日付で胆振西部衛生組合が、3月31日付で釧路広域市町村圏事務組合と留萌広域行政組合がそれぞれ解散し、組合を脱退すること、さらに、3月31日付で留萌市外2町衛生センター組合が団体の名称を留萌南部衛生組合に変更することに伴うものでございます。

なお、規約の改正内容の説明に当たりましては、別に配付しております議案第24号説明資料、新旧対照表によって説明させていただきます。

恐れ入ります、新旧対照表をご覧いただきたいと思います。

この規約の別表第1は、組合を組織する町村及び一部事務組合名でございます。解散、脱退する「胆振西部衛生組合」、「釧路広域市町村圏事務組合」及び「留萌広域行政組合」を削り、名称を変更する「留萌市外2町衛生センター組合」を「留萌南部衛生組合」に改めるものでございます。

議案書3ページにお戻り願いたいと思います。

附則でございます。

この規約の施行日でございますが、この規約は、地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行するとし、北海道町村議会議員公務災害補償等組合を組織する関係地方公共団体等のすべての議会で議決が得られた場合、当該事務組合において、総務大臣の許可を受けるための事務手続をすることになりますが、その許可を受けた日からこの規約を施行するとするものでございます。

次に、議案第25号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について、その提案理由を説明申し上げます。

議案書4ページでございます。

北海道市町村職員退職手当組合は、組合市町村の職員に対する退職手当の支給に関する

る事務を共同処理するために、道内の市町村及び一部事務組合をもって組織する団体で、地方自治法第286条第1項の規定により、一部事務組合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体など組合を組織する団体の協議により、これを定めることとしており、同法第290条の規定により、その協議について議会の議決を求めるものでございます。

このたびの規約の変更については、2団体の解散、脱退によるものであり、2月1日付で胆振西部衛生組合が、3月31日付で網走支庁管内町村交通災害共済組合がそれぞれ解散し、組合を脱退することに伴うものでございます。

なお、規約の改正内容の説明にあっては、別に配付しております議案第25号説明資料、新旧対照表に沿って説明させていただきます。

恐れ入ります、議案第25号説明資料をご覧いただきたいと思います。

組合を組織する市町村及び市町村の一部事務組合名を定める別表の改正でございます。

網走の項では「網走支庁管内町村交通災害共済組合」を、それから胆振の項では「胆振西部衛生組合」を削るものでございます。

議案書4ページにお戻り願います。

附則でございます。

この規約の施行日は、先ほど説明いたしました議案第24号と同様の内容でございますので、説明を省略させていただきます。

次に、議案第26号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について、その提案の説明を申し上げます。

議案書の5ページをお開き願いたいと存じます。

北海道市町村総合事務組合は、非常勤の職員の公務上の災害補償に関する事務などを共同処理するため、道内の市町村、一部事務組合及び広域連合をもって組織する団体で、地方自治法第286条第1項の規定により、一部事務組合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体など組合を組織する団体の協議により、これを定めることとしており、同法第290条の規定により、その協議について議会の議決を求めるものでございます。

このたびの規約の変更については、3団体の解散、脱退、1団体の名称変更によるものであり、2月1日付で胆振西部衛生組合が、3月31日付で網走支庁管内町村交通災害共済組合と留萌広域行政組合がそれぞれ解散し、組合を脱退すること、さらに、3月31日付で留萌市外2町衛生センター組合が団体の名称を留萌南部衛生組合に変更することに伴うものでございます。

なお、規約の改正内容の説明に当たっては、別に配付しております議案第26号説明資料、新旧対照表によって説明させていただきます。

恐れ入ります、資料をご覧いただきたいと思います。

資料1ページでございます。

初めに、組合を組織する地方公共団体を定める別表第1の改正についてでございます。

まず、留萌支庁の項では、その右欄中において、脱退する「留萌広域行政組合」を削り、団体名を変更する「留萌市外2町衛生センター組合」を「留萌南部衛生組合」に改め、同項中の構成団体数を「(14)」から「(13)」に改めるものでございます。

次に、網走支庁の項では、その右欄中から脱退する「網走支庁管内町村交通災害共済組合」を削り、これにあわせて同項中の構成団体数を「(24)」から「(23)」に改めるも

のでございます。

次に、胆振支庁の項では、その右欄中から脱退する「胆振西部衛生組合」を削り、これにあわせて同項中の構成団体数を「(14)」から「(13)」に改めるものでございます。

次に、2ページ、裏面でございます。

組合の共同処理する事務を定める別表第2の改正については、道表の右欄中から脱退する「留萌広域行政組合」、「網走支庁管内町村交通災害共済組合」及び「胆振西部衛生組合」を削り、団体名を変更する「留萌市外2町衛生センター組合」を「留萌南部衛生組合」に改めるものでございます。

議案書5ページにお戻り願いたいと存じます。

附則でございます。

この規約の施行日は、先ほど説明いたしました議案第24号及び第25号と同様の内容でございますので、説明を省略させていただきます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、ご審議の上、ご承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（南谷議員） 初めに、議案第24号について質疑を行います。

ございませんか。

（なし）

議長（南谷議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

次に、議案第25号について質疑を行います。

（なし）

議長（南谷議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

議案第26号について質疑を行います。

(なし)

議長（南谷議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

議長（南谷議員） 日程第5、議案第27号 釧路支庁管内町村公平委員会共同設置規約の変更についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

総務課長（佐藤課長） ただいま上程いただきました議案第27号 釧路支庁管内町村公平委員会共同設置規約の変更について、その提案の説明を申し上げます。

議案書6ページをお開き願いたいと存じます。

釧路支庁管内町村公平委員会は、釧路市を除く管内7町村及び五つの一部事務組合により、地方公務員法第7条第4項の規定に基づいて共同設置されており、同法第8条第2項の事務を処理しているところでございます。

このたび北海道において、支庁制度改革として、平成20年6月30日に北海道総合振興局及び振興局の設置に関する条例（平成20年6月30日条例第78号）が制定され、平成21年10月9日に同条例の施行期日を定める規則（平成21年北海道規則第87号）が公布され、当該条例の施行期日が平成22年4月1日と定められたところでございます。

これにより、北海道釧路支庁は北海道釧路総合振興局に、その名称が変更となるところから、当該条例の施行日に合わせて、釧路支庁管内町村公平委員会共同設置規約に定める支庁の字句にかかる規定を改正する必要があるため、地方自治法第252条の7第2項の規定により、共同設置に関する規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体との協議により、これを定めることとされていることから、同条第3項の規定により、その協議について議会の議決を求めるものでございます。

なお、規約の改正内容の説明に当たりましては、別に配付しております議案第27号説明資料によって説明させていただきます。

恐れ入ります、資料をご参照願います。

この規約の題名と公平委員会の名称でございます。「釧路支庁管内町村公平委員会」を「釧路町村公平委員会」に改めるものでございます。

議案書6ページにお戻り願いたいと存じます。

附則でございます。

この規約の施行日でございます。北海道総合振興局及び振興局の設置に関する条例の施行日と同様、平成22年4月1日から施行することとするものでございます。

以上、簡単な説明でございますが、よろしくご審議の上、ご承認いただきますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

議長（南谷議員） これより、質疑を行います。

（なし）

議長（南谷議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

議長（南谷議員） 日程第6、議案第28号 釧路・根室広域地方税滞納整理機構規約の変更についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

税財政課長。

税財政課長（小島課長） ただいま上程いただきました議案第28号 釧路・根室広域地方税滞納整理機構規約の変更について、その提案理由をご説明申し上げます。

釧路・根室広域地方税滞納整理機構は、釧路・根室管内の町村が賦課徴収することができる地方税の滞納整理に関する事務を共同処理する組織として、平成19年4月1日に設立された一部事務組合であります。

このたび北海道において、支庁制度改革として、平成20年6月30日に北海道総合振興局及び振興局の設置に関する条例が制定され、北海道釧路支庁は北海道釧路総合振興局に名称が変更となり、さらに平成21年10月9日に北海道総合振興局及び振興局の設置に関する条例の施行期日を定める規則が公布され、本条例の施行期日が平成22年4月1日と定められたことから、本条例の施行に合わせて、釧路・根室広域地方税滞納整理機構規約第4条に規定する機構の事務所の位置を、釧路支庁庁舎内とあるのを北海道釧路総合振興局庁舎内に改正する規約変更が必要となり、規約変更の手続を行うに当たり、地方自治法第286条第2項の規定により関係町村と協議を行うため、同法第290条の規定により議会の議決を得たく、提案するものでございます。

規約の一部を改正する内容でありますが、別に配付しております議案第28号説明資料、新旧対照表をご覧いただきたいと存じます。

第4条中、「釧路支庁庁舎内」を「北海道釧路総合振興局庁舎内」に、機構事務所の位置について文言を改めるものであります。

議案書7ページにお戻りください。

附則でございます。

この規約は、北海道総合振興局及び振興局の設置に関する条例の施行日と同様に、平成22年4月1日から施行することとするものであります。

以上、簡単な説明でありますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（南谷議員） これより、質疑を行います。

11番、大野議員。

大野議員 質問じゃないんですけども、さっきからずっと気になっていたんですよ。議案第24号からの説明資料で、軽微な変更といいますか、多分、議案書だけで説明資料いらないような気がするんですけども、皆さんの同意を得なきゃどうもなんないのかかもしれませんけれども、この程度のものは説明資料、何か紙ももったいないし、これに費やす時間ももったいないんで、どうでしょうか、議長、その辺諒っていただけますか。いらないような気がするんですけども。

議長（南谷議員） 説明資料はいいんですけども、最初の人と同じであれば、目通ししてもらえれば、説明のほうは本文で説明をしてもらって、資料は見てもらうということで、資料の説明までしなくてもよろしいですか。（発言する者あり）

本会議を休憩いたします。

午後3時53分休憩

午後3時54分再開

議長（南谷議員） 本会議を再開いたします。

他にございませんか。

（なし）

議長（南谷議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

議長（南谷議員） 日程第7、議案第29号 釧路広域市町村圏事務組合規約の変更について、議案第30号 釧路広域市町村圏事務組合の解散について、議案第31号 釧路広域市町村圏事務組合の解散に伴う財産処分について、以上3件を一括議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（田辺課長） ただいま上程いただきました議案第29号 釧路広域市町村圏事務組合規約の変更について、議案第30号 釧路広域市町村圏事務組合の解散について、及び議案第31号 釧路広域市町村圏事務組合の解散に伴う財産処分についての3件につきまして、その提案理由の説明を申し上げます。

なお、釧路広域市町村圏事務組合の解散につきましては、本議会定例会における先の一般質問に対する答弁において、その内容説明をさせていただいておりますので、その概要をかいつまんで説明させていただきたいと存じます。

国は、平成20年度末をもちまして、広域行政圏計画策定要綱及びふるさと市町村圏推進要綱を廃止するとの通知が示されまして、今後の広域連携については、地域の実情に応じての自主的な取り組みにゆだねられたところであります。

このことから、釧路広域市町村圏事務組合をどうするかについて、組合の構成市町村で検討を進めてきたところですが、その結果、この組合を解散し、組合が持っているふるさと市町村圏基金につきましては、出資の割合に応じて構成市町村に返還するという方向性で一致したところであります。

なお、組合解散後も管内に共通する課題を管内市町村全体で取り組む必要性があるとの考え方から、新たに任意の協議会を設置し、ふるさと市町村圏基金のうち北海道の1億円を含む2億円は、この協議会に移譲し、これを取り崩しながら事業実施へ活用していく方向でも一致を見たところでございます。

このことから、この組合の解散及びこれに伴う財産処分に係る関係市町村の協議事項について、地方自治法第290条の規定に基づき、議会の議決を得るべく議案として提出する内容のものでございます。

これから議案の説明に入らせていただきますが、その前に、資料といたしまして、今定例会の初日に議案第29号から31号の説明資料という形で配らせていただいておりますので、そちらも参照にしていただければ幸いに存じます。

これより、議案内容の説明をいたします。

まず、議案書8ページでございます。

議案第29号 釧路広域市町村圏事務組合規約の変更についてであります。

これは、組合の解散に伴う事務の承継に係る事項を定めるため、当該組合の規約を変更することについて、地方自治法第286条第1項の規定に基づく協議事項でございます。

その内容は、規約に第17条の規定を追加するものでありますが、この第1項は、組合解散に伴う事務を釧路市に承継させるという規定でございます。これは、組合解散後の本年3月31日以降におきましても、3月末までに発生している電話料であるとか臨時職

員の賃金などの支払事務が生じることになります。この事務を釧路市で処理させるというものでございます。

なお、この事務処理に必要な現金の小計は、約24万円ほどと見込まれてございます。

第2項の規定でございますが、組合の解散後に生じる剰余金の処理についての定めであります。出資金の割合に応じて関係市町村に配分するものですが、別に配付しております資料の方をご覧になっていただきたいと存じます。

資料の7ページ、資料2としてございます。ここ(2)の剰余金配分見込みの表に記載のとおりでございます。厚岸町への配分額は、約28万3,000円程度の見込みとなっております。

議案書に戻っていただきたいと思います。

第3項の規定につきましては、組合の収支を解散の日で打ち切り、これを組合の管理者が決算することを定めているものでございます。

第4項の規定につきましては、組合の決算について、解散に伴う事務を承継する釧路市において、市の監査委員の審査を受け、市の議会の認定を受ける、そのように定めるものでございます。

附則でございますが、この改正する規約の施行日を定めるものでございますが、関係市町村の協議をもとに北海道知事に申請し、その許可のあった日から施行するとする内容のものでございます。

次に、議案書9ページでございます。

議案第30号 釧路広域市町村圏事務組合の解散についてであります。これは、平成22年3月31日をもって組合を解散することについて、地方自治法第288条の規定に基づく協議の議案でございます。

次に、議案第31号 釧路広域市町村圏事務組合の解散に伴う財産処分についてであります。これは、組合が保有している基金財産の処分に関しまして、地方自治法第289条の規定に基づく協議事項でございます。

議案書11ページでございますが、まず、第1条につきましては、基金を組合規約の規定に基づく出資割合に応じて関係市町村に帰属させるというものであります。現在、組合が有する基金の額は、組合構成市町村の出資金のほか、北海道の補助金1億円及びこれまでに基金運用益、いわゆる果実による事業執行で生じた余剰金の基金積み増しなどを加え、総額で10億3,423万8,212円であります。これを出資金の割合をもとにいたしまして厚岸町に帰属させる金額につきましては、7,595万4,454円になるものであります。

また、第2条につきましては、冒頭で説明申し上げましたとおり、北海道の補助金1億円を含む2億円を第1条で帰属させた基金のうちから新たな組織として設ける釧路地域活性化協議会に移譲することとするもので、これも出資金の割合をもとにいたしまして、厚岸町の負担する金額は1,468万8,000円になるものであります。

この結果、配付資料の8ページをご覧になっていただきたいと存じます。

配付資料の8ページでは、資料の3ということで表示をさせていただいておりますけれども、厚岸町に分配される基金の返還額、こちらのほうであらわしているものでございますが、6,126万6,454円になるものでございます。

なお、釧路地域活性化協議会は、去る2月18日に設立総会が開催されまして、組合の

解散を前提として組織の立ち上げを終えてございます。この協議会における2億円の取り崩し型基金の活用につきましては、管内に共通する課題として、物産振興を含めた観光分野に特化して、5年程度の期間で集中的な事業展開を行うという考え方であり、この事業計画につきましては、先の議員協議会で配付をさせていただいている内容のものでございます。

以上、上程されました議案3件の提案理由とさせていただきますので、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（南谷議員） 初めに、議案第29号について質疑を行います。

ございませんか。

（なし）

議長（南谷議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

次に、議案第30号について質疑を行います。

13番、室崎議員。

室崎議員 解散そのものということではないんですが、30号で聞くことになるんじゃないかなと思うので、議長よろしくお願ひいたしますが、今回、これを解散して、この後、協議会を設置することになって、資料にも協議会設置要綱が出ております。それで、この協議会というものの性質なんですが、今度はもちろん一部事務組合とは違って、この協議会の設置そのものについても議会の議決要件ではないと思うし、要綱もそうではないと思うんですけれども、そのあたりについて説明をしてください。

議長（南谷議員） まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（田辺課長） お答え申し上げたいと思います。

只今質問議員からの質問のとおり、この協議会につきましては任意の協議会でございます。関係構成町村の全体の中でつくり上げる組織ということでございまして、地方自治法に基づく協議会とか、そういうものではございません。したがいまして、設置、それから要綱、これらについては議決事項ではありません。

議長（南谷議員） 13番、室崎議員。

室崎議員 ただ、この一部事務組合から引き継いだ基金といいますか、結構な財産を持っているわけですよね。それを取り崩しながら使っていくというようなことになるとすると、例えばこの要綱が後から大きく変わったり、いろいろなことが出てきたときに、議会が全く関与する必要はないんだということにもならないのかなと。どこかである程度のものは必要でないのかなと、議決要件にせよという意味では決してないでけれどもね。そうすると、やはりこういう、事務組合が解散した後の協議会を設置して、そこでどういうことが行われていくのか。また、こんなふうに変わったり、こんなふうになつたりというものがその都度、やはり議会にはお知らせをいただきたいなと、そのように思うんですが、いかがでしょうか。

議長（南谷議員） 町長。

町長（若狭町長） お答えをさせていただきます。

先ほど提案理由で説明いただきましたけれども、協議会においても当然、厚岸町の負担増も出てくるわけであります。そういたしますと、議会の議決事項になるわけであります。さらにはまた、計画等もこれからつくり上げることに相なっておりますので、その計画等についても議会に報告しながら、どういう事業を進めようとしているのか、これは当然のことであると、そのように考えます。

議長（南谷議員） 他にございませんか。

（なし）

議長（南谷議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

議案第31号について質疑を行います。

ございませんか。

（なし）

議長（南谷議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり決しました。

議長（南谷議員） 日程第8、議案第32号 町道路線の廃止について、議案第33号 町道路線の認定について、以上2件を一括議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。
建設課長。

建設課長（佐藤課長） ただいま上程いただきました議案第32号 町道路線の廃止について及び議案第33号 町道路線の認定について、2件の提案理由をご説明申し上げます。

議案書13ページをお開き願います。

今般、町道を廃止しようとする若松2号道路及び尾幌15号線は、現在町道認定されている区間の終点から先の部分も道路形態をなしており、生活道路として利用されている状況から、町道として維持管理を行うべく、終点部を変更し、道路を延長するため、先に既存の道路を廃止するものであります。

路線の廃止に当たりましては、道路法第10条第3項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

内容でございますが、表をご覧いただきたいと思います。

町道廃止路線。

路線番号217番、路線名、若松2号道路、区間として、起点、厚岸町若松499番地先、終点、厚岸町若松541番地先。参考として、延長590.4メートル、敷地幅員15.3メートルから18.5メートル。

路線番号354番、路線名、尾幌15号線、区間として、起点、厚岸町尾幌964番地先、終点、厚岸町尾幌968番地先。参考として、延長423.5メートル、敷地幅員16メートルから19メートルでございます。

次に、廃止路線の位置でございますが、資料により説明させていただきます。

次のページをご覧いただきたいと思います。

議案第32号説明資料でございます。

路線番号217番、若松2号道路は、起点、町道別寒辺牛幹線道路交点、終点は、別寒辺牛幹線道路交点から590.4メートルの地点でございます。

15ページをお開き願います。

路線番号354番、尾幌15号線は、起点、国道44号線、終点は尾幌東1線道路交点まででございます。

続きまして、議案第33号 町道路線の認定について、提案理由をご説明申し上げます。

議案書16ページをお開き願います。

今般、町道に認定しようとする道路は、先の議案第32号 町道路線の廃止に伴い、改めて道路を延長し、認定しようとする道路2路線と、現に公衆用道路として用地が確保さ

れ、道路形態がなされている道路 8 路線、このほか林業経営のために必要な交通を目的としてつくられた林道を町民の生活道路や山村に来る人々のアクセス道として不特定多数の方が通行する実態を踏まえ、林道 5 路線を町道に認定しようとするものであります。

路線の認定に当たりましては、道路法第 8 条第 2 項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

内容でありますと、表をご覧いただきたいと思います。

町道認定路線。

路線番号217番、路線名、若松 2 号道路、区間として、起点、厚岸町若松499番地先、終点、厚岸町若松528番地先。参考として、延長983メートル、敷地幅員10.9メートルから19.8メートル。廃止前に比べ、延長392.6メートルの増としてあります。

路線番号221番、路線名、糸魚沢墓地道路、区間として、起点、厚岸町糸魚沢322番地先、終点、厚岸町糸魚沢324番地先。参考として、延長279メートル、敷地幅員5.8メートルから7メートル。

路線番号230番、路線名、別寒辺牛 7 号道路、区間として、起点、厚岸町糸魚沢1244番地先、終点、厚岸町糸魚沢895番地先。参考として、延長5,072メートル、敷地幅員 5 メートルから14.5メートル。林道を町道にするものでございます。

路線番号231番、路線名、別寒辺牛 9 号道路、区間として、起点、厚岸町糸魚沢1211番地先、終点、厚岸町糸魚沢1211番地先。参考として、延長3,118メートル、敷地幅員 5 メートル。林道を町道にするものでございます。

路線番号232番、路線名、若松 3 号道路、区間として、起点、厚岸町若松418番地先、終点、厚岸町若松431番地先。参考として、延長1,115.4メートル、敷地幅員9.8メートルから11.5メートル。

路線番号233番、路線名、若松 4 号道路、区間として、起点、厚岸町若松146番地先、終点、厚岸町若松145番地先。参考として、延長554.6メートル、敷地幅員10.9メートル。

路線番号234番、路線名、若松 5 号道路、区間として、起点、厚岸町若松249番地先、終点、厚岸町若松158番地先。参考として、延長849.4メートル、敷地幅員10.9メートルから12.5メートル。

17ページをご覧願いたいと思います。

路線番号303番、路線名、南片無去 8 号道路、区間として、起点、厚岸町片無去895番地先、終点、厚岸町乙幌26番地先。参考として、延長2,650メートル、敷地幅員 5 メートルから20メートル。林道を町道にするものでございます。

路線番号311番、路線名、来別 2 号道路、区間として、起点、厚岸町来別 1 番地先、終点、厚岸町来別18番地先。参考として、延長3,057メートル、敷地幅員 5 メートル。林道を町道にするものでございます。

路線番号312番、路線名、尾幌20号線、区間として、起点、厚岸町尾幌1597番地先、終点、厚岸町尾幌1594番地先。参考として、延長151.8メートル、敷地幅員7.2メートル。

路線番号313番、路線名、尾幌21号線、区間として、起点、厚岸町尾幌1771番地先、終点、厚岸町苦多 6 番地先。参考として、延長332メートル、敷地幅員7.2メートルから14.5メートル。

路線番号354番、路線名、尾幌15号線、区間として、起点、厚岸町尾幌964番地先、終

点、厚岸町尾幌974番地先。参考として、延長873.5メートル、敷地幅員7.2メートルから17.5メートル。廃止前に比べ、延長450メートルの増でございます。

路線番号367番、路線名、ルークシュポール道路、区間として、起点、厚岸町尾幌2958番地先、終点、厚岸町尾幌2840番地先。参考として、延長4,682メートル、敷地幅員5メートルから55メートル。林道を町道にするものでございます。

路線番号502番、路線名、有明5号道路、区間として、起点、厚岸町有明1丁目108番地先、終点、厚岸町有明1丁目104番地先。参考として、延長160メートル、敷地幅員5.2メートル。

路線番号628番、路線名、住の江12号線、区間として、起点、厚岸町住の江1丁目127番地先、終点、厚岸町住の江1丁目130番地先。参考として、延長65メートル、敷地幅員2.5メートルから5メートルでございます。

次に、認定路線の位置でございますが、次のページをご覧願います。

議案第33号説明資料でございます。

図面右側の方でございます。路線番号217番、若松2号道路は、起点、別寒辺牛幹線道路交点から終点、浜中町の境界まででございます。

図面下側の方になります。路線番号221番、糸魚沢墓地道路は、起点、糸魚沢茶内原野間道路交点から終点、糸魚沢墓地境界まででございます。

図面の左側になります。路線番号230番、別寒辺牛7号道路は、起点、道道上風蓮大別線交点から終点、糸魚沢茶内原野間道路交点までで、これは林道を町道にするものでございます。

路線番号231番、別寒辺牛9号道路は、起点、道道上風蓮大別線交点から終点、別寒辺牛7号道路交点までで、林道を町道にするものでございます。

図面の右上方になります。路線番号232番、若松3号道路は、起点、若松418番地先から終点、若松431番地先まででございます。

路線番号233番、若松4号道路は、起点が道道上風蓮大別線交点から終点、若松145番地先まででございます。

路線番号234番、若松5号道路は、起点、道道上風蓮大別線交点から終点、別寒辺牛浄水場地先まででございます。

19ページをお開き願います。

図面上側の方になります。路線番号303番、南片無去8号道路は、起点、道道厚岸昆布森線交点から終点、乙幌26番地先までで、林道を町道にするものでございます。

図面中央、路線番号311番、来別2号道路は、起点、道道厚岸昆布森線から尾幌市街地へ抜ける林道を交点とし、終点、来別18番地先までで、林道を町道にするものでございます。

なお、起点の道道厚岸昆布森線から尾幌市街地へ抜ける林道につきましては、移管が可能となります完成後8年を経過する平成25年度に町道へ移管する予定でございます。

図面の下側、尾幌地区になりますけれども、路線番号312番、尾幌20号線は、起点、尾幌東1線道路交点から終点、尾幌1594番地先まででございます。

路線番号313番、尾幌21号線は、起点、尾幌東1線道路交点から終点、苦多6番地先まででございます。

路線番号354番、尾幌15号線は、起点、国道44号線交点から終点、尾幌8号線交点までございます。

図面の左側になります。路線番号367番、ルークシュポール道路は、起点、国道44号線交点から終点、ポンノ沢道路交点までで、林道を町道とするものでございます。

次のページをご覧いただきたいと思います。

路線番号502番、有明5号道路は、起点、有明町5番道路交点から終点、有明1丁目104番地先までございます。

21ページをお開き願います。

路線番号628番、住の江12号線は、起点、住の江町通り交点から終点、住の江町11号線交点までございます。

以上、簡単な説明でございますが、ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（南谷議員） 最初に、議案第32号について質疑を行います。

ございませんか。

（なし）

議長（南谷議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

次に、議案第33号について質疑を行います。

10番、谷口議員。

谷口議員 今回、特に林道を町道に認定するという路線が沢山あるんですけれども、前に尾幌地域の一部の林道が生活または地域の産業に使われているということで、その道路の町道認定というようなお話があったんですけども、今回、町道の路線を見ますと、ほとんど生活道路とはかかわりのない道路が結構あるんじゃないのかなというふうに思うんですけども、この道路は、すべてこれ、町有林の中を走っている林道なんでしょうか、それとも民有林の中の道路なんでしょうか。まずお願いいたします。

議長（南谷議員） 建設課長。

建設課長（佐藤課長） お答えいたします。

今、こここの林道の部分ですけれども、すべて町有林がその中に入っているのかというご質問でございますけれども、一部民有林も入っているところもあります。

議長（南谷議員） 10番、谷口議員。

谷口議員 溝みません、これは本会議ですから、きちんとした答弁してください。一部なんですか。全然ないんでないですか、道路によっては。民有林ばかりのところでないですか。私、きちんとしたものを持っていませんから、図面のどこが町有林なのか、私有林なのか、そういうものを具体的に明らかにして、そして、例えば民有林であれば、それを持ち主の了解がきちんと得られた上で町道に認定したのかどうなのか。町道に認定した場合には、やはり管理責任ってありますよね。今、道有林だと國有林は、火災の多い時期だとか、そういう時期にはなるべく一般の人が立ち入らないようにしてしたり、あるいは入林にする場合にはきちんとした手続をとって入ってほしいというようなことがされていると思うんですよ。今回、見ますと、まだ認定されない道路の先にある道路を町道に認定しようとしているわけでしょう。そういうのを含めて、どういう管理をされていくのか。現在の持ち主とどういう対応がされているのか、あるいは仕事をする上で支障がないようにきちんと待っているのかどうなのか、具体的に説明をしてください。

議長（南谷議員） 建設課長。

建設課長（佐藤課長） お答えいたします。

まず、今回、林道を町道にしようとする路線、この中で町有林、それから民有林が一部入っているといったご説明を申し上げました。その路線につきましては、議案書16ページをごらんいただきたいと思います。町道路線認定の230番、別寒辺牛7号道路、ここにつきましては、町有林と民有林が入っております。（発言する者あり）

議長（南谷議員） 本会議を休憩いたします。

午後4時32分休憩

午後4時36分再開

議長（南谷議員） 本会議を再開いたします。

ただいま審議中の議案第33号については、保留いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。

よって、議案第33号を保留いたします。

議長（南谷議員） 日程第9、議案第34号 厚岸町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

総務課長（佐藤課長） ただいま上程いただきました議案第34号 厚岸町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由をご説明申し上げます。

議案書の22ページをお開きいただきたいと存じます。

この度北海道において、支庁制度改革として、平成20年6月30日に北海道総合振興局及び振興局の設置に関する条例が制定され、平成21年10月9日に同条例に関する施行規則が施行され、平成22年4月1日から施行されることとなったところでございます。

これに伴いまして、厚岸町職員等の旅費に関する条例中に「支庁」という表記があるところから、この字句を改正しようとするものでございます。

第2条第3項でございます。管内の用語の定義を規定しておりますが、「釧路支庁管内」を「釧路総合振興局管内」に、「根室支庁管内」を「根室振興局管内」に改めるものでございます。

参考として資料を配付してございますので、ご供覧いただきたいと存じます。

議案書22ページの附則でございます。

この条例の施行日でございます。北海道総合振興局及び振興局の設置に関する条例の施行日と同様、平成22年4月1日から施行するものでございます。

以上、簡単な説明でございますが、よろしくご審議の上、ご承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（南谷議員） これより、質疑を行います。

（なし）

議長（南谷議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

議長（南谷議員） 日程第10、議案第35号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

総務課長（佐藤課長） 只今上程いただきました議案第35号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由を申し上げます。

議案書23ページでございます。

昨年8月11日、人事院は、国会及び内閣に対し勧告をしたところでございます。国においては、この勧告どおり超過勤務手当の支給割合を引き上げ、超過勤務手当代休時間の制度を新設するため、一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（平成21年11月30日法律第86号）と一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律の一部を改正する法律（平成21年11月30日法律第86号）を制定し、本年4月1日から施行することとしたところでございます。

この度の条例改正につきましては、国と同様、特に長い時間外勤務を抑制することを目的としたもので、昨年8月の人事院勧告に伴う関係法律の改正に基づき、町においても1ヶ月60時間を超えて勤務した時間分の時間外勤務手当の支給割合を通常の「100分の125」または「100分の135」から「100分の150」に引き上げようとするものでございます。

改正条文でございます。

今回の改正は、昨年12月第4回定例会で議決をいただきました職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成21年12月18日条例第24号）が本年4月1日から施行されるところから、このたび改正内容を当該条例に溶け込ませるため、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例として上程させていただいていることをご理解いただきたいと存じます。

説明に当たりましては、別に配付しております議案第35号説明資料により説明させていただきます。

なお、新旧対照表につきましては、説明資料の表題は職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例新旧対照表となっておりますが、この新旧対照表は、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成21年12月18日条例第24号）の改正内容が職員の給与に関する条例と厚岸町企業職員の給与の種類及び規準に関する条例に溶け込んだものとしての新旧対照表となっていることをご了承願いたいと存じます。

まず、職員の給与に関する条例の一部改正についてでございます。

資料1ページをご覧いただきたいと存じます。

第11条、時間外勤務手当に関する条文の改正でございます。

第1項の改正については、「(その勤務時間)」を「(その勤務)」に改め、育児短時間勤務職員等の時間外勤務手当の支給割合を規定しているただし書きを新たに第2項として規定するため、このただし書きを削り、同項第1項中、次条第2項及び第3項という字句を次条に改めるものでございます。

第2項については、第1項ただし書きにおける育児短時間勤務職員等の時間外勤務手当の支給割合の規定を新たに第2項として規定するため、第3項に繰り下げるものでございます。

第4項につきましては、時間外勤務の時間が1ヶ月について60時間を超えた場合、そ

の60時間を超えた全時間の時間外勤務手当について、通常の100分の125または100分の135の割合を引き上げ、100分の150の割合を乗じて得た額をもって手当を支給する旨の規定を新たに追加するものでございます。

資料2ページをご覧いただきたいと存じます。

第5項については、特に長い超過勤務を命ぜられた職員に休息の機会を与えることを目的としたもので、1ヶ月について60時間を超える時間外勤務を行った職員に対して、時間外勤務手当の支給割合の引き上げ分にかえて時間外勤務代休時間を指定することができる新たな制度を設けようとするもので、時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかったときには、当該時間外勤務代休時間の指定にかえられた時間外勤務手当の支給にかかる時間については、引き上げ分の時間外勤務手当を支給することを要しない旨の規定を新たに追加するものでございます。

第6項については、第2項に規定する育児短時間勤務職員等が第5項の規定に該当した場合における読み替え規定を新たに追加するものでございます。

次に、厚岸町企業職員の給与の種類及び規準に関する条例の一部改正についてでございますが、先にご説明申し上げましたとおり、職員の給与に関する条例の一部改正と条番号は異なりますが、同様の内容でございますので説明は省略させていただきます。

議案書23ページにお戻り願いたいと存じます。

附則でございます。この条例の施行日でございます。

この条例は、公布の日から施行するとするものでございます。

なお、この制度の新設に関する内容につきましては、職員組合との協議において、昨年12月7日に合意がなされておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

以上、簡単、雑駁な説明でございますが、ご審議の上、ご承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（南谷議員） これより、質疑を行います。

10番、谷口議員。

谷口議員 この資料の2ページ目の11条の5番目なんですが、時間外勤務代休時間のことなんですが、これについては一般的にどういうことを想定して、どういうふうにとるのか、ちょっと教えていただきたいと思います。

議長（南谷議員） 総務課長。

総務課長（佐藤課長） 資料2ページの第5項のご質問でございます。

これにつきましては、60時間を超えた場合、例を申し上げますと、月に76時間、いわゆる時間外勤務を行った場合に、16時間オーバーすることになります。それで、加算分の、今、100分の150になりました100分の25で割り返しますと、16時間を0.25で割るということは、逆に0.25掛けますと、4時間でございます。この4時間分について、要するに時間外勤務代休時間としてお休みできるという規定でございます。

議長（南谷議員） 10番、谷口議員。

谷口議員 考え方がどういうふうにいって、とらえ方もあるんですけれども、例えば超過勤務が多いと。そうすると、時間外手当を支給しなければならないということで、仕事が非常に山積をしている部署が例えばあったとします。こうした場合に、どうしてもそういうことでオーバーをしていくと。だから、時間外勤務代休時間を指定するということをやっていくということにして、なるべく超過勤務のあれを少なくしていこうという使用者側の考えに立つ場合もあるのかなと、余り残業しないでくれと。それから、そういうのは代休で我慢してくれということで、これがもし乱用されていくようなことになって、例えば今問題になっている過労死だとか、そういうことになっていくような心配はないのかどうなのか。そういう健康のチェックだとか、そういうものを十分とられるのか。災害だとかそういう場合もいろいろあると思うんですけども、そういうあたりはどういうふうに考えているのか、ちょっと説明してください。

議長（南谷議員） 総務課長。

総務課長（佐藤課長） 大変説明が下手で申し訳ございません。

このたびの改正につきましては、基本的に、特に長い超過勤務を命ぜられた職員に休息の機会を与えることを目的とする大前提がございます。人事院勧告によってなされてございますが、同時に労働基準法も改正されてございます。その趣旨は、特に長い時間命ぜられた職員に対し、60時間を超えた場合、その超えた分をお休みいただく、要するに職員の労働時間を、休む時間を与えて、逆に言うと健康等を守るという趣旨の労基法の改正と、それから人事院勧告に基づいて、今回、関係法律が改正されまして、それに基づきまして町の条例も改正するところでございます。

ということでございますので、ご理解賜りたいと存じます。

議長（南谷議員） 本会議を休憩いたします。

午後4時52分休憩

午後4時53分再開

議長（南谷議員） 本会議を再開いたします。

他にございませんか。

（なし）

議長（南谷議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

議長（南谷議員） 本日の会議はこの程度でとどめ、8日に延会いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。

本日はこの程度にとどめ、8日に延会いたします。

ご苦労さまでした。

午後4時53分延会

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

平成22年3月5日

厚岸町議会

議 長

署名議員

署名議員